

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	45 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	36 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	54 件
国民年金関係	27 件
厚生年金関係	27 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月、同年8月、3年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月
② 平成2年8月
③ 平成3年11月及び同年12月

私は、平成4年4月頃、国民年金の加入手続を行ったとき、2年分の国民年金保険料を遡って納付することを勧められた。その2年分の保険料は、通常の保険料とは別に、金融機関で納付していた。現年度の保険料は市役所に対して納付し、過年度の保険料は社会保険事務所（当時）に対して納付していたことを記憶している。遡って納付すべき保険料は時効までに納付していたので、途中の月の保険料を未納のまま、次の保険料を納付することは考えにくい。

申立期間①から③までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年4月頃、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号の被保険者の被保険者資格記録及び申立人自身の国民年金保険料の納付記録から、申立人は、同年同月頃、国民年金の加入手続を行ったと推認され、申立内容と一致している。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入手続後の国民年金保険料を全て納付している上、加入手続を行った平成4年度から平成10年1月に国民年金第3号被保険者に種別変更するまでの保険料を前納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、平成4年4月の時点において、申立期間①から③までの国民年金

保険料を、遡って過年度納付することは可能であり、これらの申立期間に近接する期間の保険料は過年度納付している上、過年度納付していた当時、申立人の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、保険料の納付意識が高かった申立人が、1か月又は2か月といずれも短期間である当該期間の保険料を、その前後の期間と同様に納付していたと考えるも不自然ではない。

加えて、申立人は、現年度の国民年金保険料は市役所に対して納付し、過年度の保険料は社会保険事務所に対して納付していたことなどを具体的に述べるなど、申立内容に信憑^{びよう}性が感じられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月
② 昭和41年4月から42年1月まで

私は、昭和40年3月に会社を退職し、自営業を始めてからしばらくして、市役所で私と私の妻の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が、夫婦二人分を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和40年3月に会社を退職し、自営業を始めてからしばらくして、申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、42年7月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、その時点で過年度納付することが可能である申立期間②の保険料を納付したと考えても特段不合理ではない。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとするその妻は、申立期間②の保険料が納付済みであることから、当該期間について申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間①については、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年7月に払い出されていることから、その時点で当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人と一緒に保険料を納付していたとするその妻の当該期間の保険料も未

納となっている。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 42 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から41年3月まで

私の夫は、昭和40年3月に会社を退職し、自営業を始めてからしばらくして、市役所で夫と私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、夫が、夫婦二人分を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その夫が昭和40年3月に会社を退職し、自営業を始めてからしばらくして、夫及び申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、42年7月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人は申立期間直後の41年4月から42年3月までの保険料を過年度納付していることから、申立人の手帳記号番号が払い出された時点で申立期間のうち、過年度納付することが可能である40年4月から41年3月までの保険料を納付したと考えることも特段不合理ではない。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとするその夫は、昭和40年4月から41年3月までの保険料が納付済みであることから、当該期間について申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間のうち、昭和40年3月については、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は42年7月に払い出されていることから、その時点で当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人と一緒に保険料を納付していたとするその夫の当該期

間の保険料も未納となっている。

また、申立人が申立期間のうち、昭和 40 年 3 月の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 44 年 11 月に結婚してからしばらくの間は、私と義母の二人分の国民年金保険料を一緒に役場で納付していたが、その後、私の夫名義の預金口座で口座振替により私と義母の二人分の保険料を納付するようになった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人及びその義母の二人分の保険料をその夫名義の預金口座から口座振替により納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた町では、口座振替により保険料を納付することが可能であった上、申立人の保険料と一緒に納付していたとするその義母の申立期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間の前後 17 年にわたって国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付しており、当該期間の前後を通じて、申立人の住所やその夫の職業に変更は無く、生活状況に特段の変化は認められないことから、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入し、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和 36 年当時、親戚が経営していた店舗に職人として住み込みで勤務していた。その雇主夫婦は私の親代わりであり、雇主の妻が、同年に区役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたことを雇主から聞いていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇主の妻が、昭和 36 年に区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 12 月に払い出されていることが確認できる上、申立期間当時、申立人と同居していた雇主、その長女及び申立人と同様に住み込みで勤務していた同僚の手帳記号番号も同年同月に近接する番号で払い出されていることから、親代わりとなっていた雇主の妻が申立人の国民年金の加入手続を行ったと考えても不自然ではない。

また、雇主及びその長女は、申立期間の国民年金保険料を全て納付していることが確認できることから、親族関係にある雇主の妻が申立人の国民年金の加入手続を行ったにもかかわらず、申立人の保険料を加入当初から全く納付しなかったとするのは不自然である上、申立期間は 24 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から44年3月まで
② 昭和49年4月

私は、昭和43年8月の成人式の際、町役場の職員から「国民年金のパンフレット」と「国民年金保険料の納入の説明」を受け取ったため、父親に渡した。

その後、父親がすぐに私の国民年金の加入手続きを行い、昭和49年5月に会社に勤めるまで、父親が私の国民年金保険料を町役場で納付してくれていた。母親の保険料についても父親が納付していたと思う。

私は、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人と同様に、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親の国民年金被保険者名簿の検認記録によると、昭和48年度の保険料の収納日が申立人と同一日であることが確認でき、その直後である当該期間の、その母親の保険料は納付済みとされていることに加え、申立人の同被保険者名簿によると、49年度の納入通知書が交付されていることが確認できる上、昭和49年5月には住所変更手続きも適切に行われていることを考え合わせると、44年4月から5年間、申立人の保険料を納付していたその父親が、申立人が就職する直前の1か月と短期間である当該期間の保険料のみ納付しなかったとは考えにくい。

2 一方、申立期間①について、申立人は、「昭和 43 年 8 月に成人式が行われた後、すぐに父親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。」と述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の加入手続時期は、44 年 7 月から同年 10 月頃と推認でき、申立内容と一致しない。

また、申立人は、「父親が町役場で私の国民年金保険料を納付してくれていた。」と述べているが、推認される国民年金の加入手続時点において、申立期間①の保険料を納付するには、過年度納付するほかにないが、同役場では過年度納付することはできないことに加え、申立人の国民年金被保険者名簿によると、昭和 50 年 10 月に申立人に対し第 2 回特例納付の勸奨状が送付されており、同勸奨状送付時点において、第 2 回特例納付制度が適用される期間は、申立期間①のみであることから、同年同月時点において、当該期間の保険料は納付されていなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人から、第 2 回特例納付制度を利用して国民年金保険料を納付したとの主張も無く、そのことをうかがわせる形跡も見当たらないことに加え、その母親の国民年金被保険者名簿によると、申立人と同様に昭和 50 年 10 月に同制度に係る勸奨状が送付されている記載はあるものの、その母親も同制度を利用して保険料を納付したことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、申立期間①当時の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から 62 年 2 月までの期間及び平成元年 8 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 3 月から 62 年 2 月まで
② 平成元年 8 月から同年 9 月まで

私は、昭和 62 年 2 月に会社を退職した後、両親と一緒に他県へ転出したので、転出先の市の市役所で国民年金の加入手続を自分で行った。その住所には、3 か月ほどしかいなかったため、国民年金保険料をどのように納付したか憶えていない。

その後、私一人だけ前住所地へ戻り就職したが、当初、その会社は厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。その保険料は、口座振替で納付していたと思うが、最初は銀行の窓口で納付していたかもしれない。

1 年ほどで両親も前住所地へ戻ってきたので、私が結婚するまで同居していた。結婚するまでの間、会社を退職すると必ず国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付するように気を付けていたが、私が結婚する前に、母親が市役所で私の保険料の未納は無いか確認したところ、何箇月分か不明だが納付していない期間があったので、その場で納付してきたと母親から聞いたことがある。

申立期間①が未加入期間とされ、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、転出先の市の市役所で国民年金の加入手続を自分で行ったと述べており、同市の国民年金被保険者名簿には、申立人が国民年金の強制加入被保険者の資格を取得し、昭和 61 年 4 月には申立人

へ納付書が発行されている旨の記載があるものの、オンライン記録では、当該期間は未加入期間とされている。未加入期間とされた原因としては、申立人を「誤適用者」として、当該期間のうち同年同月から 62 年 2 月までの国民年金保険料を還付されたことが考えられるが、当時、申立人は被用者年金制度に加入しておらず、国民年金の強制加入被保険者であったものと考えられることから、「誤適用者」を理由として、保険料を還付し、当該期間を未加入期間とする事務処理は適切さを欠いていたと考えられる。

また、申立人は、昭和 61 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、同一日に国民年金の強制加入被保険者の資格を取得するはずであるが、申立人の所持する年金手帳及び申立人の国民年金被保険者名簿には、同年 2 月 28 日に申立人が国民年金の強制加入被保険者の資格を取得した記載があるなど、申立期間①当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間②について、「私が結婚する前に、母親が市役所で私の国民年金保険料の未納は無いか確認したところ、何箇月分か不明だが納付していない期間があったので、その場で納付してきたと母親から聞いたことがある。」と述べており、その母親からも同様の証言を得ている。

加えて、申立期間①のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料が平成 2 年 9 月に還付決議され、申立人へ保険料が還付されたこととなっているが、制度上、保険料の還付金又は過誤納金がある場合において、還付を受けるべき者につき納付すべきとされている保険料があるときは、還付に代えて、先に経過した月の保険料から順次充当することとされており、申立人については、申立期間②に充当することになるが、申立期間①のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 2 月までの還付金は、申立期間②に充当されずに申立人に還付されていることから、当該還付金が生じた時点において、当該還付金を充当すべき期間は存在しなかったと考えられる。

その上、申立期間②は 2 か月と短期間であり、当該期間後に国民年金保険料の未納は無く、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していなかったことを相当程度うかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの期間及び56年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められ、同年6月から58年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年1月から同年3月まで
② 昭和56年2月から同年3月まで
③ 昭和56年6月から58年3月まで
④ 昭和61年4月から平成14年3月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料は、私の母親又は妻が納付していた。特に申立期間①については、事業を立ち上げた直後であり、金融機関からの融資もあって資金繰りも良く、保険料を納付できなかったとは考えられない。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

申立期間③及び④については、経済的な理由から国民年金保険料を納付することはできなかったため、私又は妻が免除の申請を行っていたはずである。申立期間④については、全ての期間について免除の申請を行ったとは思わないが、平成になった頃にも免除の申請を行った気がする。申立期間③及び④の保険料が免除されておらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、特殊台帳に記載されている国民年金手帳の交付年月日等から昭和43年10月と推認でき、当該期間は、国民年金の加入手続を行った年度であることから、国民年金保険料の納付意識は高かった時期と考えられる上、当該期間

の前後の期間の保険料は納付済みとなっていることから、当該期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではないとともに、当該期間は3か月と短期間である。

また、申立期間②については、当該期間まで140か月以上続けて国民年金保険料が納付済みとされ、その間には過年度納付を行っている記録が確認できる上、申立人の特殊台帳には昭和55年度の欄に納付書が発行された旨の記載があることから、当該期間の保険料を当該納付書により納付したと考えても不自然ではないとともに、当該期間は2か月と短期間である。

さらに、申立期間③について、オンライン記録では国民年金保険料の未納期間とされているものの、i) 申立人が居住している市が保管していた申立人の国民年金被保険者名簿では、当該期間のうち、昭和57年度は、申請免除期間とされていること、ii) 申立人は、申立人又はその妻が、保険料の免除の申請を行っていたと述べているところ、その妻は、「私が、夫と私の分の保険料免除の申請を行った。」と証言している上、当該期間の妻の国民年金の記録は申請免除とされていることが確認できることから、当該期間は申請免除期間であったとしても不自然ではない。

2 一方、申立期間④について、申立人は、当該期間の全てではないが、国民年金保険料の免除の申請を行っていたと主張しているが、その記憶は曖昧であり、当時の申請免除の状況が不明である。

また、申立期間④について、一緒に国民年金保険料の免除の申請を行ったとする申立人の妻も、申立人と同様に未納となっている。

さらに、申立期間④は192か月と長期間に及ぶ上、申立人は当該期間を通じて同一市内に居住していたことから、同一の行政機関が長期間にわたり記録管理を適切に行っていなかったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間④の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの期間及び56年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められ、同年6月から58年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から平成元年 3 月まで

私は、母親から国民年金への加入を勧められたので、20 歳になった昭和 55 年*月頃、当時居住していた市の市役所へ母親と一緒にいき、国民年金の加入手続を行った。その後、私の国民年金保険料については、私が結婚するまで、母親が自身の保険料と一緒に納付してくれており、加入当初の保険料は、市役所の窓口で納付書により納付し、その後時期は不明だが、口座振替によって納付するようになったと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除いて、国民年金保険料の未納は無く、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度発足当初から一部を除き保険料を納付しており、60 歳以降も任意加入するなど、保険料の納付意識は高かったと考えられる。

2 申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間について、申立人は、20 歳になった昭和 55 年*月頃、当時居住していた市の市役所へ母親と一緒にいき、国民年金の加入手続を行い、その後、加入当初はその母親が市役所の窓口で国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日及び後の番号が付与された 20 歳到達直後に国民年金に加入した被保険者の資格取得日から、63 年 7 月であると推認され、加入手続の時期は、その主張と一致しないもの

の、推認される加入手続時点において、同年4月から平成元年3月までの保険料は、現年度納付となることから、市役所において納付することは可能であり、納付意識が高かったと考えられるその母親が、自身及びその夫の保険料を納付しながら、加入手続後、申立人の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

- 3 一方、申立期間のうち、昭和55年1月から63年3月までの期間について、上記のとおり、申立人の国民年金の加入手続時期は、同年7月であると推認されることから、当該期間のうち、一部の期間の国民年金保険料は遡って納付することは可能であったが、申立人はそのような主張をしておらず、20歳になった55年*月頃に加入手続を行ったとする申立内容とも一致しない上、申立人は、当該期間前から国民年金手帳記号番号の払い出された時期を通じ、同一住所に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

また、申立人が申立期間のうち、昭和55年1月から63年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和28年1月14日から29年5月3日までの期間について、A社の事業主は、申立人が28年1月14日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年5月3日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月14日から29年5月3日まで
② 昭和41年8月頃
③ 昭和43年12月頃から44年2月1日まで
④ 昭和44年2月頃から45年7月1日まで
⑤ 昭和46年1月頃から同年7月頃まで
⑥ 昭和46年7月頃から47年6月頃まで
⑦ 昭和47年6月頃から同年8月頃まで
⑧ 昭和48年1月頃から49年2月頃まで
⑨ 昭和50年9月頃から同年11月頃まで
⑩ 昭和50年11月頃から同年12月頃まで
⑪ 昭和50年12月頃から51年2月頃まで
⑫ 昭和51年2月頃から同年2月末頃まで
⑬ 昭和51年3月頃から同年4月頃まで
⑭ 昭和51年4月頃から同年6月頃まで
⑮ 昭和51年6月頃から52年2月頃まで
⑯ 昭和55年12月頃から56年7月頃まで

私は、以下のとおり、16の事業所において勤務した記憶があり、それぞれの勤務期間における厚生年金保険の記録が無いので、申立期間について調査して厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間①は、A社内にあったB事業所に勤務していた。在籍中の記憶は鮮明である。

申立期間②は、短期間であったが、D社E工場に勤務していた。

申立期間③には、住み込みでF社に勤務していた。

申立期間④は、昭和45年11月30日までJ社において住み込みで勤務していた。その間、身内の手伝いのために休職したことがあったが、同年7月1日から同年12月1日までしか被保険者記録が無いのはおかしい。

申立期間⑤は、H社に住み込みで勤務していた。

申立期間⑥は、N市にあったO社というような名称の会社に勤務していた。

申立期間⑦は、社名は覚えていないが、Q市にあったRを扱っていた会社で2か月ぐらい勤務していた。

申立期間⑧は、S社で勤務していた。

申立期間⑨は、T社の保養所であったV事業所で勤務していた。

申立期間⑩は、X事業所で勤務していた。

申立期間⑪は、Y社に住み込みで勤務していた。

申立期間⑫は、Z社で勤務していた。

申立期間⑬は、G事業所に住み込みで勤務していた。

申立期間⑭は、名称ははっきり覚えていないが、G事業所と経営者が同一のK事業所で勤務していた。その期間は寮に住んでいた。

申立期間⑮は、G事業所と同系列のC市にあったM社というような名称の会社で勤務していた。

申立期間⑯は、P社で勤務していた。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で同じ生年月日の者が昭和28年1月14日に資格を取得し、29年5月3日に資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、A社から提出のあった申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届並びに同社の回答から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は、申立人の記録であり、A社の事業主は、申立人が昭和28年1月14日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、29年5月3日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記

録から、5,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、申立人はD社E工場において、雇用保険の被保険者資格を昭和41年8月9日に取得していることから、当該期間当時、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、雇用保険の記録において、離職年月日は記録されていないほか、D社及び当時の同社の厚生年金保険被保険者から申立人の在籍についての証言が得られないことから、申立人の同社における在籍期間が特定できない。

また、当該期間のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、申立人は、F社における入退社の経緯について詳細に記憶している。

しかし、F社における申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない。

また、F社の事業主は、当時は、正社員のみ厚生年金保険に加入させていたと回答しており、同社が保管している当時の社会保険取得台帳に申立人の氏名は無く、申立人の在籍についても不明であると回答している。

さらに、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人が名前を挙げた自身よりも先に入社し次の職場へも一緒に転職したとする同僚の氏名は確認できない。

申立期間④について、当時のJ社の事務担当者であった同僚は、申立人を記憶しており、入社日は分からないが、申立人は当該期間に同社に勤務していたと供述している。

しかし、J社は、昭和45年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間には適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、上記同僚は、「J社は、当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。事業所の新規適用事業所の届出は、私が行ったので間違いは無く、昭和45年6月30日以前は給与から厚生年金保険料も控除されていなかった。」と供述している。

さらに、J社は、管轄する法務局に商業登記の記録は確認できない上、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の当該期間における保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑤について、申立人は、当時の出来事について詳細に記憶しているものの、事業所の名称、勤務期間及び勤務時期についての記憶は曖昧である。

また、当該期間において申立人の雇用保険の記録は確認できず、事業所の所在地を管轄する警察本部及び保健所を調査したものの、申立てに

係る事業所を特定できないため、事業主から申立人の勤務実態や保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑥について、申立人は入退社の経緯及び業務に関連する事情について詳細に記憶している。

しかし、申立てに係る事業所の名称については、その一部を記憶するのみである上、所在地、勤務時期及び勤務期間については記憶が曖昧であり、事業所の特定ができないため、事業主から申立人の勤務実態や保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑦について、申立人は事業所の所在地について、Q市であったと記憶しているところ、雇用保険の記録から、同市内の名称不明で事業所番号のみ確認できる事業所において、昭和47年6月12日から同年7月31日まで勤務していたことが確認できる。

しかし、申立てに係る事業所について、申立人はRを扱う会社であったと記憶しているが、名称についての記憶は無く、事業所が特定できないため、事業主から申立人の勤務実態や保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑧について、S社の現在の事業主は、期間の特定はできないが、申立人が当該期間前後にパート社員として勤務していたと回答している。

しかし、上記の事業主は、パート社員については雇用保険を含め社会保険には加入させていなかった旨の回答をしている。

また、申立人のS社に係る雇用保険の記録は確認できない上、同社の当時の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間⑨について、申立人の記憶するV事業所は、U健康保険組合が保有していた福利厚生施設であり、同健康保険組合は、当時の書類の保管は無く、申立人の在籍について不明と回答しており、申立人の当該期間における雇用保険の記録も確認できない。

また、U健康保険組合は、V事業所は厚生年金保険の適用事業所としての届出を行っていなかったと回答しており、同健康保険組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間⑩について、申立人は、当時の出来事について記憶しているものの、勤務時期及び勤務期間についての記憶は曖昧である。

また、申立人の当該期間における雇用保険の記録は確認できない。

さらに、X事業所を経営するW社の現在の事業主は、当時の書類の保管は無く、申立人の在籍について確認できないと回答している。

申立期間⑪について、申立人は、当時の状況について詳細に記憶して

いるものの、勤務時期及び勤務期間についての記憶は曖昧である。

また、申立人の当該期間における雇用保険の記録は確認できない。

さらに、Y社の元取締役は、「昭和50年12月1日に在籍した従業員については名簿により確認できるが、申立人は当該名簿に氏名が見当たらない。現在、当時の在籍等を確認できる資料はこれ以外には無い。」と回答している。

加えて、Y社は既に解散しており、申立人の勤務実態や保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑫について、申立人は、Z社における当時の出来事について記憶しているものの、勤務時期及び勤務期間については記憶が曖昧である。

また、申立人の当該期間における雇用保険の記録は確認できない。

さらに、Z社の事業主は、当該期間には、同社は厚生年金保険の強制適用事業所では無かったため、厚生年金保険の適用の届出は行っていなかったと回答している。

加えて、Z社は、昭和63年12月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、当該期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

申立期間⑬及び⑭について、申立人は事業主の氏名や当時の状況について詳細に記憶している。

しかし、申立人の当該期間における雇用保険の記録は確認できない。

また、申立人の主張する名称及び類似の名称で厚生年金保険の適用事業所は確認できないため、事業主から申立人の勤務実態や保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑮について、申立人は、事業主の氏名及び事業所の所在地について記憶しているものの、勤務時期及び勤務期間についての申立人の記憶は曖昧である。

また、申立人の当該期間における雇用保険の記録は確認できない。

さらに、申立人が記憶する事業所に酷似した名称の事業所が、C市に昭和26年3月1日から現在まで厚生年金保険の適用事業所として確認できるが、当該事業所の事業主の氏名及び事業所の所在地については、申立人の記憶と異なっているなど、申立てに係る事業所を特定できないため、申立人の勤務実態や保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑯について、申立人の当該期間における雇用保険の記録は確認できず、P社を経営していたI社の関連会社であるL社の事業主は、I社は事業廃止により既に当時の書類等は保管されておらず、申立人の在籍等について確認できないと回答している。

また、L社の事業主は、I社は当該期間には厚生年金保険の適用事業所であったが、雇用形態により社会保険の取扱いに区別があったと回答しており、同社及び同社の関連会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間②から⑩までにおける厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②から⑩までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和38年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年12月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係るA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から同年12月1日まで

A社B支社に転勤した際の、昭和38年10月1日から同年12月1日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間においても同社B支社に継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人と同姓同名で生年月日が相違する者が、昭和38年10月1日に被保険者資格を取得し、同年12月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、上記の被保険者名簿における厚生年金保険記号番号は、申立人のC社D支社及びA社E支社に係る記号番号と同一であることから、上記の記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和38年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年12月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和21年5月1日から同年11月1日までの期間について、事業主は、申立人が同年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、A社（現在は、C社）に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、150円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和25年6月1日から同年8月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、D社）本社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

申立期間のうち、昭和26年8月1日から同年9月9日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社本社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を同年9月9日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和25年6月及び同年7月、26年8月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明かでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和21年5月1日から同年11月1日まで
② 昭和23年9月1日から24年9月1日まで
③ 昭和25年6月1日から同年8月1日まで
④ 昭和26年8月1日から同年9月9日まで

夫から、「結婚前にA社やB社に勤めていた。」と聞いている。厚生

年金保険の記録を見ると、A社に勤務していた期間の被保険者記録が無く、B社に勤務していた期間に被保険者記録が欠落している期間がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人と同姓同名で、生年月日が同じ者がA社において昭和21年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人の妻は、「夫は、最初にA社に勤めたと聞いている。」と述べており、上記の記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、上記の被保険者台帳の記録から、150円とすることが妥当である。

申立期間③について、複数の同僚の証言から判断すると、申立人がB社に継続して勤務し（昭和25年6月1日に、同社E事業所から同社本社に異動）、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のB社本社における昭和25年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載から、6,000円とすることが妥当である。

申立期間④について、申立人の妻が所持する解職辞令から、申立人が昭和26年9月8日までB社本社に勤務していたものと認められる。

また、D社の社会保険事務担当者は、「退職辞令の日まで勤務し、厚生年金保険料は控除していたと思う。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間④において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社本社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和26年9月9日に訂正することが必要である。

なお、申立期間④の標準報酬月額については、申立人のB社本社における昭和26年7月の上記被保険者名簿から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③及び④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほ

かに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、同僚の証言から申立人がB社E事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、B社E事業所は昭和24年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社E事業所が適用事業所となった日と同日に被保険者資格を取得している同僚は、「同社本社から昭和22年2月頃に同社E事業所に転勤してきたが、同社E事業所が適用事業所となった時に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、適用事業所になる前は保険料の控除は無かった。」と証言している。

さらに、申立人は、既に死亡しているため、当該期間における給与明細書等の保険料控除を確認できる資料は無く、当時の状況について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、A社における平成3年8月1日から同年11月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年8月及び同年9月は24万円、同年10月は20万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成3年11月30日から4年6月1日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年6月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額は、20万円とすることが必要である。

申立期間のうち、B社における平成4年6月1日から同年7月31日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間について、申立人のB社における資格喪失日は、同年10月28日であると認められることから、当該期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 8 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
② 平成 3 年 11 月 30 日から 4 年 6 月 1 日まで
③ 平成 4 年 6 月 1 日から同年 7 月 31 日まで
④ 平成 4 年 7 月 31 日から 5 年 1 月 1 日まで

私の A 社における厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間①の標準報酬月額が 10 万 4,000 円となっており、給与明細書に記載されている支給額よりも低くなっている。また、申立期間②について、平成 3 年 11 月 30 日に同社での被保険者資格を喪失したことになっているが、当該期間も同社に継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていた。

B 社における厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間③の標準報酬月額は 19 万円となっているが、実際の給与支給額よりも低いと思われる。また、申立期間④について、平成 4 年 7 月 31 日に同社で被保険者資格を喪失しているが、同年 12 月末まで同社に継続して勤務していたので、調査の上、申立期間①及び③の標準報酬月額の記録を訂正し、申立期間②及び④を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、雇用保険の被保険者記録から、申立人が A 社に平成 4 年 5 月 31 日まで継続して勤務していたことが認められる。

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、平成 3 年 8 月及び同年 9 月は 24 万円、同年 10 月は 20 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 4 年 1 月 16 日より後の同年 8 月 26 日に、3 年 10 月の算定基礎届の記録を取り消された上、10 万 4,000 円に減額処理がされており、また、同日に同社の多数の同僚についても、同様の処理が行われていることが確認できる。

申立期間②について、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 4 年 1 月 16 日より後の同年 6 月 8 日に、申立人の同社における被保険者資格を 3 年 11 月 30 日に喪失する旨の処理が行われていることが確認できるところ、同社の多数の同僚についても同様の処理が行われていることが確認できる上、申立人と同日に被保険者資格を喪失している者の記録の中には、同日以降の異なる日付で同資格を喪失した旨の記録を、4 年 6 月

8日付けで、遡及訂正されている記録が確認できる。

また、A社の取締役は、当時、厚生年金保険料の滞納について、社会保険事務所に出席した記憶があると述べている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、前述の2回にわたる遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年8月及び同年9月は24万円、同年10月は20万円であると認められ、申立期間②に係る申立人の資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である4年6月1日であると認められる。

なお、平成3年11月から4年5月までの標準報酬月額は、申立人のA社における訂正前のオンライン記録から20万円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人の所持する給与明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間④について、雇用保険の被保険者記録から、申立人がB社に平成4年11月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年7月31日より後の同年10月28日に、申立人の同年10月の算定基礎届の記録を取り消した上で、同社における被保険者資格を同年7月31日まで遡って喪失させる処理が行われているところ、同社の多数の同僚についても同様の処理が行われていることが確認できる上、このほかの同僚の被保険者記録の中には、同年7月31日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を、同年10月28日付けで、同年6月30日に遡及訂正されている記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が平成4年7月31日に資格を喪失したとする処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理をした日である同年10月28日であると認められる。

なお、平成4年7月から同年9月までの標準報酬月額は、申立人のB社における訂正前のオンライン記録から19万円とすることが妥当である。

申立期間④のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間について、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日は、オンライン記録により、当初の同年7月31日から同年12月1日へと訂正されていることが確認できることから、雇用保険の加入記録及び申立人が所持する同年10月分及び同年11月分の給与明細書により、申立人が同社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成4年10月及び同年11月の標準報酬月額については、申立人の当該期間の給与明細書から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間において、B社が適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④のうち、平成4年12月1日から5年1月1日までの期間について、申立人は、4年12月末まで勤務していたと主張しているが、申立人が所持する同年12月分の給与明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成19年4月16日は7万5,000円、同年7月17日は19万6,000円、20年4月15日は11万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月16日
② 平成19年7月17日
③ 平成20年4月15日

私は、平成18年9月1日から20年11月30日までA社に勤務していたが、19年4月分、同年7月分及び20年4月分支給分の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成19年4月16日は7万5,000円、同年7月17日は19万6,000円、20年4月15日は11万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間に当該事業所の被保険者となっていた同僚1名に照会したところ、当該同僚は、「申立期間において賞与の支給があった。」と回答しているにもかかわらず、A社の被保険者で申立期間において賞与の記録がある者が存在しないことから、事業主は賞与支払届の提出

を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年11月1日に、資格喪失日に係る記録を59年4月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を55年11月から56年9月までは17万円、同年10月から58年9月までは24万円、同年10月から59年3月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月頃から59年4月6日まで

私は、昭和55年11月頃から59年4月の初めまでA社でB業務に就いていた。勤務は、2班に分かれて昼夜2交代制であった。私の所属していた班の班長が辞めた後は私が班長となり、会社から倒産すると言われた同年4月まで正社員として勤務していた。退職時には5名ぐらいを残して、私を含めたほとんどの従業員が辞め、私は次の仕事に就くまでは失業保険を受給していた。調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が昭和55年11月1日から59年4月5日までA社に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚が申立人の前任者であったとして氏名を挙げた者は、A社において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立期間当時のA社において、複数の同僚が申立人と同様の業務についていたとして氏名を挙げた複数の者は、同社において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

加えて、申立人及び複数の同僚の供述から考えられる従業員数と厚生年

金保険被保険者数とがおおむね一致することから、当時、A社では、全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同様の業務に就いていた複数の同僚のA社における申立期間の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和55年11月から56年9月までは17万円、同年10月から58年9月までは24万円、同年10月から59年3月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、A社は既に事業を廃止しており、元事業主の所在も不明であり確認できないが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年11月から59年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所（当時）に相談に行き、その後賞与支払届を提出したため、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与個人別一覧表及び給与集計表から、申立人は、申立期間において、32万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所（当時）に相談に行き、その後賞与支払届を提出したため、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与個人別一覧表及び給与集計表から、申立人は、申立期間において、26万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は39万円、17年12月9日は37万円、18年12月15日は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年12月15日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所（当時）に相談に行き、その後賞与支払届を提出したため、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与個人別一覧表及び給与集計表から、申立人は、平成16年12月10日は39万円、17年12月9日は37万円、18年12月15日は32万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は49万円、17年12月9日は48万円、18年12月15日は43万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年12月15日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所（当時）に相談に行き、その後賞与支払届を提出したため、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与個人別一覧表及び給与集計表から、申立人は、平成16年12月10日は49万円、17年12月9日は48万円、18年12月15日は43万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は36万円、17年12月9日は35万円、18年12月15日は33万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年12月15日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所（当時）に相談に行き、その後賞与支払届を提出したため、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与個人別一覧表及び給与集計表から、申立人は、平成16年12月10日は36万円、17年12月9日は35万円、18年12月15日は33万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を31万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所（当時）に相談に行き、その後賞与支払届を提出したため、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与個人別一覧表及び給与集計表から、申立人は、申立期間において、31万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を31万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所（当時）に相談に行き、その後賞与支払届を提出したため、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与個人別一覧表及び給与集計表から、申立人は、申立期間において、31万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月10日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所（当時）に相談に行き、その後賞与支払届を提出したため、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与個人別一覧表及び給与集計表から、申立人は、申立期間において27万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は54万円、17年12月9日は52万円、18年12月15日は46万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年12月15日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所（当時）に相談に行き、その後賞与支払届を提出したため、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与個人別一覧表及び給与集計表から、申立人は、平成16年12月10日は54万円、17年12月9日は52万円、18年12月15日は46万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は53万円、17年12月9日は50万円、18年12月15日は46万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年12月15日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所（当時）に相談に行き、その後賞与支払届を提出したため、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与個人別一覧表及び給与集計表から、申立人は、平成16年12月10日は53万円、17年12月9日は50万円、18年12月15日は46万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は59万円、17年12月9日は52万円、18年12月15日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年12月15日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所（当時）に相談に行き、その後賞与支払届を提出したため、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与個人別一覧表及び給与集計表から、申立人は、平成16年12月10日は59万円、17年12月9日は52万円、18年12月15日は40万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は48万円、17年12月9日は44万円、18年12月15日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年12月15日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所（当時）に相談に行き、その後賞与支払届を提出したため、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与個人別一覧表及び給与集計表から、申立人は、平成16年12月10日は48万円、17年12月9日は44万円、18年12月15日は40万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は48万円、17年12月9日は46万円、18年12月15日は41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年12月15日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所（当時）に相談に行き、その後賞与支払届を提出したため、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与個人別一覧表及び給与集計表から、申立人は、平成16年12月10日は48万円、17年12月9日は46万円、18年12月15日は41万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月10日は52万円、17年12月9日は45万円、18年12月15日は52万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年12月15日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主はそれから2年以上経過してから社会保険事務所（当時）に相談に行き、その後賞与支払届を提出したため、年金額の計算の基礎とならない記録になっている。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に、当該賞与支給から2年以内には賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与個人別一覧表及び給与集計表から、申立人は、平成16年12月10日は52万円、17年12月9日は45万円、18年12月15日は52万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支社における資格取得日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年6月1日から同年8月1日まで

私は、昭和35年4月にA社に入社し、44年1月末まで継続して勤務していた。しかし、同社B支社から同社C支社へ転勤した37年6月1日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和37年6月1日に同社B支社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和37年8月のA社C支社における社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年9月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を19年10月1日に、同資格の喪失日に係る記録を20年9月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年9月16日まで
② 昭和21年11月頃から26年6月1日まで

私は高校卒業後6か月間Nを習い、B市で試験を受け、昭和18年10月頃A社に採用された。採用後、C国の同社D支店に19年4月頃から勤務し20年11月頃帰国したが、この期間のうち19年10月1日から20年9月16日までの期間と帰国後1年ほどしてE県F市にあったG社に勤めた21年11月頃から26年5月までの厚生年金保険被保険者記録が、ねんきん特別便が届いて、欠落していることが判明したので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の氏名が記載されている旧A社外地職員名簿及び申立人が所持する同僚の女性と一緒に写っている写真から、申立人は申立期間①においてA社に勤務していたことが認められる。

また、旧A社外地職員名簿に記載されているA社D支店の職員は42名だが同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿においてほぼ全員（申立人ほか1名を除く42名中40名）が被保険者となっていることが確認できる。

さらに、A社D支店に同じ期間勤め、帰国も一緒だったとする前述の同

僚の女性2名の業務内容について、申立人は、自身と同じ職種であったと述べているところ、当該同僚2名は被保険者台帳によるとそれぞれ昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった（以下「全喪」という。）20年9月16日に同資格を喪失している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同一の業務に従事した同僚の当該期間に係る上記被保険者名簿の記録から、70円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社は既に全喪している上、事業主の所在も不明であり確認はできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年10月から20年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、G社での作業内容、勤務場所等について具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、申立期間②当時、申立人が勤務していたとするE県F市においてG社という名称で厚生年金保険の適用事業所となっている事業所は見当たらなかった。

また、G社に類似する適用事業所として「H社（I市）」、「J社（K市）」、「L社（M市）」を確認できたが、それぞれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は見当たらない。

さらに、法務局にG社と類似する法人を照会したところ、現在この会社・法人は見当たらないとの回答であった。

加えて、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか申立人の申立期間②に係る保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成元年8月1日に、資格喪失日に係る記録を2年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月1日から2年2月1日まで

私は、平成元年4月6日に、準社員としてA社B工場に入社し、2年1月末に退職するまでC業務に従事していたが、元年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、申立期間の被保険者記録が無い。同年8月1日から、雇用形態は準社員から季節工に切り替わっていたが、勤務場所、勤務形態及び業務内容に変更は無く、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る労働者名簿によると、申立人は、準社員として平成元年4月6日に入社し、同年7月31日に退職となっており、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格も同年8月1日に資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録は、申立期間についてもA社において継続しているとともに、同社が保管している申立人に係る上記とは別の労働者名簿には、申立人は期間従業員（季節工）として、平成元年8月1日に入社し、期間満了となる2年1月31日まで勤務している旨の記載が確認できる。

また、申立人が所持している申立期間に係る給与明細書には、厚生年

金保険料が控除されていた旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該期間の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは通常の仕事処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成元年8月から2年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年1月1日から6年6月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を12万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年4月1日から8年3月21日まで

私は、平成元年4月1日から8年3月20日までA社において、B職として勤務していた。

申立期間当時、月給は20万円前後であったが、年金の確認のお知らせを見て、申立期間の標準報酬月額が自身の給与額に見合っていないことが分かった。また、平成5年1月から6年5月までの標準報酬月額が遡って8万円に引き下げられているので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年1月1日から6年6月1日までの期間について、オンライン記録では、当初、申立人の5年1月から6年3月までの標準報酬月額は12万6,000円と記録されていたところ、同年4月26日付けで遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほかに70名以上の厚生年金保険被保険者についても、同様の標準報酬月額の訂正処理が行われている。

また、滞納処分票により、当該期間において、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年4月26日付けで行われた訂正処理は事実即したものとは考え難い上、社会保険事務所が標準報酬月額の訂正処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成5年1月から6年5月までの標準報酬月額は、事

業主が社会保険事務所に当初届け出た 12 万 6,000 円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の随時改定（平成 6 年 6 月 1 日）で 9 万 2,000 円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間のうち、平成元年 4 月 1 日から 5 年 1 月 1 日までの期間及び 6 年 6 月 1 日から 8 年 3 月 21 日までの期間について、オンライン記録によると、当該期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する給与支給額に基づく標準報酬月額と比較して低い額に記録されている。

しかし、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる資料が無く、当該期間において A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持する給与明細書によると、オンライン記録における標準報酬月額を超える給与支給額であったことは確認できるものの、控除されている厚生年金保険料はオンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料であることが確認できる。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年7月1日から同年8月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から8年4月1日まで
ねんきん定期便を見たところ、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低い金額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、事業主が提出した賃金台帳で確認できる給与総支給額及び保険料控除額から、平成7年7月の標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

一方、平成7年8月及び同年9月の標準報酬月額については、賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（38万円）はオンライン記録により確認できる標準報酬月額（26万円）よりも高額であるものの、賃金台帳に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額（16万円）はオンライン記録により確認できる標準報酬月額（26万円）より低額である。

また、平成7年10月の標準報酬月額については、賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（26万円）はオンライン記録により確認できる標準報酬月額（20万円）より高額であるものの、賃金台帳に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額（20万円）はオンライン記録により確認できる標準報酬月額（20万円）と同額である。

さらに、平成7年11月から8年3月までの標準報酬月額については、賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（20万円）はオンライン記録により確認できる標準報酬月額（20万円）と一致している。

したがって、申立期間のうち平成7年8月から8年3月までの期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

なお、事業主が、申立期間のうち、平成7年7月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和24年3月10日から25年3月21日までの期間について、A社（現在は、F社）B支店の事業主は、申立人が24年3月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25年3月21日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年3月及び同年4月は4,200円、同年5月から25年2月までは4,500円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和24年2月19日から同年3月10日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における上記訂正後の資格取得日に係る記録を同年2月19日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,200円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月19日から25年3月21日まで
私は、定年まで一貫してA社に勤務していた。昭和24年2月19日から25年3月21日までは同社C工場内本社D部に勤務しており、一時期、同社C工場内本社D部はB分室に移動していた。この期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和24年3月10日から25年3月21日までの期間について、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の者が、24年3月

10日に被保険者資格を取得し、25年3月21日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、上記の被保険者名簿における厚生年金保険記号番号は、申立人のA社E工場及び同社C工場に係る記号番号と同一であることから、上記の記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和24年3月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年3月21日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳より昭和24年3月及び同年4月は4,200円、同年5月から25年2月までは4,500円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和24年2月19日から同年3月10日までの期間について、F社から提出された申立人に係る異動辞令及び年金受給権者台帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社E工場から同社B支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記の異動辞令により、申立人が当該期間にA社C工場内本社D部に勤務していたことが確認できるところ、同社C工場内本社D部は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人の同社C工場内本社D部における勤務期間のうちの一部期間が、同社B支店における被保険者期間となっていることから、同社B支店における資格取得日を昭和24年2月19日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和24年3月の社会保険事務所の記録から、4,200円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、F社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和23年10月1日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、7,200円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月1日から同年12月1日まで

夫は、昭和16年にA社に入社し、後に派遣された会社を62年に退社するまで継続して勤務していた。しかし、23年10月にA社C鉱業所から同社本店に単身赴任したときの厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録から、申立人が、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、同社C鉱業所から同社本店への異動時において、昭和23年10月1日付けで同社本店の厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿における申立期間の記録から、7,200円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和43年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年11月1日から同年12月1日まで
私は、A社から同社C事業所へ昭和43年12月1日に転勤し、継続して勤務していた。

しかし、オンライン記録では、A社から同社C事業所へ転勤した昭和43年11月1日から同年12月1日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人がA社から同社C事業所へ一緒に転勤したとする同僚の証言並びに当該同僚が所持する同社発行の給与明細書により、申立人は申立期間において同社に継続して勤務（昭和43年12月1日に、A社から同社C事業所へ異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和43年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年9月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年9月7日から同年12月1日まで

私は、昭和41年9月7日からA社にB職として勤務していた。それにもかかわらず、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年12月1日になっている。同年10月分及び同年11月分の給料支払明細書を所持しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身がA社へ入社した経緯を詳細に記憶しており、同社への入社時期については、「C社の退職日から約1週間後であった。」と述べているところ、申立人のC社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和41年8月30日であることが確認できる。

また、申立人はA社発行の昭和41年10月分及び同年11月分の給料支払明細書を所持している。

これらのことから、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、上記の給料支払明細書には、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「A社入社時に、同社から社会保険に加入するという説明があった。」と供述しているところ、申立期間当時、同社に在職し、

自身の勤務期間と厚生年金保険加入期間が一致しているとする従業員は、「A社には申立人と同じB職として勤務していたが、入社時から厚生年金保険被保険者記録がある。また、入社時に同社から社会保険に加入するという説明を受けた。」と証言している。

加えて、申立人は、A社の入社から退職まで、正社員であり、仕事内容に変更は無かった旨を述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額、申立人の所持する給料支払明細書の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額である3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和40年5月1日であったと認められ、かつ、事業主は、申立人が41年1月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年5月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から同年12月までは3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月1日から41年1月1日まで

夫は、昭和32年4月から平成3年1月までA社に勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、同社B支店から同社本社C部へ転勤した頃の被保険者記録が欠落しているのはおかしいので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で同一生年月日かつ基礎年金番号に未統合の被保険者記録（昭和40年4月1日に資格取得、41年1月1日に資格喪失）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者記録は、申立人の記録であり、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和40年5月1日であったと認められ、かつ、事業主は、申立人が41年1月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認め

られる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、昭和40年5月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から同年12月までは3万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年9月は19万円、同年10月は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年9月1日から同年11月1日まで
私は、昭和63年9月1日から平成22年11月30日までA社に勤務していたが、63年9月1日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の人事記録及び申立人が所持する給与明細書により、申立人が昭和63年9月1日から同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和63年9月及び同年10月の給与明細書から、同年9月は19万円、同年10月は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間当時に申立人の資格取得に係る手続ミスがあり、申立てどおりの届出はしておらず保険料の納付はしていない。」と誤りを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和53年4月1日、資格喪失日が55年8月1日、資格取得日が同日、資格喪失日が同年8月31日とされ、当該期間のうち、同年8月1日から同年8月31日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月1日から同年9月1日まで

昭和55年8月31日までA事業所で勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。このことについて、同事業所の事務担当者から「55年8月が未加入になっているのは資格喪失日を誤って提出したことによるものであるため第三者委員会へ申立てをしてほしい。」と連絡があったので、申立期間について厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和53年4月1日、資格喪失日が55年8月1日、資格取得日が同日、資格喪失日が同年8月31日とされ、当該期間のうち、同年8月1日から同年8月31日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、事業主から提出された人事記録及び事業所の回答から、申立人は、昭和 55 年 8 月 31 日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 事業所における昭和 55 年 7 月の社会保険事務所（当時）の記録から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないと回答していることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 55 年 8 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和58年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和50年4月にA社B支店に入社して以来、一貫して同社に勤務していたにもかかわらず、転勤時期に当たる58年8月31日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和58年9月1日に同社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和58年7月の社会保険事務所（当時）の記録から26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、A社B支店に係る資格喪失日について、昭和58年9月1日として届け出るべきであったところ、誤って同年8月31日として届け出たと考えられるとしている上、事業主が資格喪失日を同年9月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録

することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月27日から39年4月12日まで
日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届いたので内容を確認したところ、A社（現在は、C社）B事業所に勤務していた期間が脱退手当金支給済みの記録となっていた。しかし、脱退手当金の手続をした覚えも受け取った覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の1つの事業所に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が、2つの事業所に係る被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている日から約3か月後に別の事業所に再就職していることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

さらに、C社から、会社は、従業員に代わって脱退手当金の請求手続を行っていない旨の回答を得ている上、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている脱退手当金の受給資格を満たしている女性で、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失している者は申立人を含め4名おり、うち3名について脱退手当金の支給記録が確認できるが、資格喪失日から6か月以内に支給決定されている者は申立人のみであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和50年8月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月26日から同年9月1日まで
私は、昭和50年8月26日にA社に入社し、同社に継続して勤務しているが、厚生年金保険の資格取得日は同年9月1日と記録されており、申立期間の被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された継続勤務証明書及び申立人が所持するA社における辞令から、申立人は同社に昭和50年8月26日に入社したことが確認でき、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、B社から、「申立人は昭和50年8月26日に正社員として入社した。当時の人事関係資料は保管していないが、給与支払日が25日で、賃金締切日は月末であったことを考慮すると、同年9月の給与支払日において同年8月における既往の労働に係る賃金と、同年9月分給与を支払う際に、人事記録を基に同年8月の厚生年金保険料を控除していたと考えられる。」との回答を得ている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とするこ

とが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る雇用保険の資格取得日も厚生年金保険の資格取得日の記録と一致していることから、申立てどおりの届出は行っておらず保険料の納付は行っていないと回答していることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで

私は、昭和41年9月1日にA社に入社し、46年に同社の後継事業所であるB社を退職するまでの期間について、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する申立人に係る初任給算定票、退職者一覧、勤務記録カード等から判断すると、申立人はA社及びB社に継続して勤務し（昭和41年11月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和41年10月30日まで適用事業所としての記録があり、申立期間において適用事業所の記録が無い。しかし、C社は、「A社の解散時に雇用していた職員を、引き続きB社の職員として雇用した。」と回答しているところ、同年10月30日にA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した41名が全てB社の厚生年金

保険の新規適用日である同年 11 月 1 日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、20歳以上の学生が国民年金の強制加入の対象とされた平成3年4月頃に、私の両親が、実家のあるA町（当時）の役場で私の国民年金の加入手続を行ってくれたことを記憶している。国民年金保険料については、私の父親又は私が定期的に納付していたか、私が就職してからまとめて一括して納付したはずであるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その父親若しくは申立人自身が定期的に納付していたか、申立人が就職してからまとめて一括して納付したはずであると述べてはいるものの、保険料を納付した者、時期、場所などについての記憶が曖昧である上、申立人の当該期間に係る保険料の納付に関わった可能性のあるその父親は既に他界していることから、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、20歳以上の学生が国民年金の強制加入の対象とされた平成3年4月頃に、その両親が、実家のあるA町の役場で申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたはずであると述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は同年5月に、申立人が申立期間当時居住していたB区で払い出されていることから、申立内容とは一致せず、申立人に対して、A町で別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から61年12月まで

私は、昭和58年3月又は同年4月頃に、区役所から国民年金保険料が未納である旨の通知が届いたので、区役所の窓口で国民年金の加入手続を行った。その際、2年間遡って保険料を納付することができるという説明を受けたので、過去2年分の保険料と加入手続後の保険料を毎月、郵便局で一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年3月又は同年4月頃に、区役所から国民年金保険料が未納である旨の通知が届いたので、区役所の窓口で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、平成元年1月から同年3月頃までの間であると推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人の手帳記号番号は、同年4月に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、継続して同一区内に居住していたとしており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続後、過去2年分の国民年金保険料及び加入手続後の保険料を、毎月郵便局で一緒に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる平成元年1月から同年3月頃までの時点で、過年度納付により保険料を納付することが可能であった期間のうち、昭和62年1月から63年9月までの保険料は納付済みと

されていること、及び平成元年1月以降の保険料は納付済みとされていることから、申立人が納付したのは、当該期間の保険料であったと考えるのが合理的である。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付金額についての記憶が定かではない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から4年3月まで

私は、20歳になった平成3年は学生であったが、父親が町役場で私の国民年金の加入手続きを行い、自宅に届いた納付書により、父親が私の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年*月頃に、その父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続き等を行ったとするその父親は、加入手続き等について憶^{おぼ}えていないと述べるなど、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成10年6月に申立期間の国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、その時点まで、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月、4年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月
② 平成4年8月及び同年9月

私は、平成3年11月に会社を退職した後、同年同月に市役所の支所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その際に新しい年金手帳をもらい、同支所の窓口で国民年金保険料を納付した。その後、4年8月に再び会社を退職した際も、前回もらった年金手帳を持参し、同支所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、同支所の窓口で保険料を納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、会社を退職した都度、市役所の支所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、平成3年11月に新しい年金手帳をもらい、国民年金保険料を同支所で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の被保険者資格は、12年7月に3年11月まで遡って取得していることがオンライン記録により確認でき、その時点まで、当該期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から昭和61年2月と推認でき、申立期間①及び②について、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った形跡は無い上、当該加入手続時期から申立期間①及び②を通じて同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から10年3月までの期間及び11年9月から12年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から10年3月まで
② 平成11年9月から12年5月まで

私は、平成5年4月頃、区役所で国民年金の加入手続きを行い、自宅に振込用紙のようなものが送付されてきたため、それを持参して銀行で国民年金保険料を納付してきた。

その後、転居の際には、国民年金の住所変更手続きを市役所又は区役所で行い、それまでと同様に銀行で国民年金保険料を納付してきた。

私は、申立期間①の国民年金保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①当初、1万3,000円程度の国民年金保険料を毎月納付しており、その後、延滞した保険料や毎月の保険料が高額で納付することができなかったため、1万円ずつ分割して納付することができるように手続きを行い、分割してもらった納付書で納付していたとしている。しかし、国民年金保険料は、制度上月額未満に分割して納付することはできない上、申立人は、申立期間に複数の異なる市区町村に居住しているが、それぞれの自治体において、前述の1万円ずつ分割した納付書を用いて納付していたと述べているなど、申立内容が不自然であり、これだけの長期にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとも考えにくい。

また、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の国民年金被保険者資格記録から、申立人の国民年金の加入手続き時期は、平成5年5月頃と推認でき、当該期間当時、申立人に対し、国民年

金保険料の納付書等は発行されていた可能性は否定できないものの、オンライン記録等から、申立人が当該期間の保険料を納付していた形跡がうかがえない上、当該期間直後には保険料の免除の申請を行っているなど、当該期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

さらに、申立期間②について、オンライン記録によると、平成12年5月及び13年2月に、当該期間に係る国民年金の加入勧奨が社会保険事務所（当時）でなされていることから、当該期間当時、当該期間に係る国民年金の加入手続が行われていなかったものと考えられる上、オンライン記録同様、申立人の所持する年金手帳にも、申立人が当該期間に係る国民年金の被保険者資格を取得した形跡が無い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 4 月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行った。年金手帳については、加入手続の際に交付されたり、後日郵送されてきた記憶は無い。加入手続後の国民年金保険料については、私が市役所でその場で渡された用紙に記載をして納付していた。申立期間が未加入で保険料を納付していなかったとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を市役所で納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間当時、年金手帳を交付された記憶が無いと述べている上、保険料の納付時期及び納付金額等の記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が厚生年金保険及び共済組合に加入していた記録はあるものの、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から 51 年 3 月まで

昭和 47 年 1 月に結婚したことを契機に、同年同月頃に、妻が、市役所で私と妻の国民年金の加入手続を行い、毎月、市役所の窓口又は銀行で夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により一緒に納付していた。申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 1 月頃に、その妻が、市役所で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、51 年 4 月頃であると推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 12 月に払い出されていることが確認でき、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その妻が、毎月、市役所の窓口又は銀行で申立人夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により一緒に納付していたと主張しているが、申立人が居住する市によると、同市において、納付書による保険料の納付が始まったのは、昭和 50 年 4 月であることが確認できることから、その妻が、申立期間当初の保険料を納付書により納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から同年10月まで

私は、平成9年4月に会社を退職した。その際、退職後は国民年金に加入するように言われたので、退職直後に国民年金の加入手続を行ったが、しばらく国民年金保険料は納付していなかった。保険料の納付を促す通知を見た父親から、「保険料の納付は国民の義務である。」と言われ、10年3月頃、保険料を遡ってまとめて納付したと思っていた。遡って納付した金額は6万円か7万円ぐらいで、父親が出してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年4月に退職した直後、国民年金の加入手続を行ったが、しばらく国民年金保険料を納付していなかったところ、そのことを知ったその父親から、「保険料の納付は国民の義務である。」と言われ、納付するための費用を出してもらい、10年3月頃、それまでの未納分を遡ってまとめて納付したと述べている。しかし、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄の「被保険者となった日又は被保険者の種別等の変更があった日」の一行目には『平成11年11月1日』と記載されており、この日は、申立人が二度目に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日と合致していることから、当該手帳からは、申立人が主張するように、9年4月の退職直後に国民年金の加入手続を行ったと考えることは難しい。

また、オンライン記録においても、申立人の国民年金の被保険者期間のうち、申立期間を含む、平成9年4月16日から10年9月4日までの期間については、11年12月に被保険者資格記録の追加が行われていることが確認でき、この記録の追加が行われる時点までは、当該期間は国民年金の届出が行

われていない未加入の期間であったと考えられ、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする 10 年 3 月頃の時点では、当該期間について保険料の納付を促す通知や納付書が発行されることはなく、保険料を納付することもできない。

さらに、申立人は、平成 10 年 3 月頃に申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付するまでは、申立期間を含む 9 年 4 月から 10 年 3 月までの保険料を未納にしていたが、その際まとめて納付した期間については、申立期間のみであったのか、その時点での未納期間全てであったのか記憶は曖昧であると述べている上、納付額についても申立期間のみの保険料額は 8 万 9,600 円、申立期間を含む 9 年 4 月から 10 年 3 月までの保険料額は 15 万 3,600 円となり、申立人が納付したと記憶している 6 万円か 7 万円という金額とはいずれも隔たりがある。

加えて、オンライン記録では、申立人は、平成 12 年 1 月 4 日に、9 年 11 月から 10 年 8 月までの国民年金保険料を遡ってまとめて納付していることが確認できる。これは、前述のとおり、11 年 12 月に 9 年 4 月から 10 年 9 月までの国民年金の被保険者資格記録が追加されたことに伴い、その時点で時効が到来していなかった、9 年 11 月以降の保険料を納付するための納付書が発行された結果、申立人が当該納付書により納付したと考えるのが自然である。このことは、申立人が、遡ってまとめて保険料を納付したのは一度だけであると述べていることとも符合し、申立期間の保険料は、11 年 12 月時点において、既に時効が到来していたため納付を求められることは無く、現在、未納期間とされているものと考えられる。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から55年6月まで

私は、昭和47年1月に結婚したことを契機に、同年同月頃に、市役所で私と夫の国民年金の加入手続を行い、毎月、市役所の窓口又は銀行で夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により一緒に納付していた。申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年1月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、56年2月頃であると推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年5月に払い出されており、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、毎月、市役所の窓口又は銀行で申立人夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により一緒に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和55年7月であることが、申立人の特殊台帳及び被保険者名簿により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である上、申立期間当時から申立人が居住する市によると、同市において、納付書による保険料の納付が始まったのは、50年4月であることが確認できることから、申立人が申立期間当初の保険料を納付書により納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成3年3月まで

私が、20歳になった昭和58年頃、20歳以上の国民全員が、年金制度に加入することが義務付けられることとなったため、私は、国民年金の加入手続を行わなかったが、役所から、国民年金保険料の納付書が送られてきた。

20歳当時、私は、大学受験生であり、国民年金保険料を納付することはできなかったが、昭和60年4月に大学に進学した後は、国民の義務であると思い、自ら保険料の納付を開始した。

毎年、国民年金保険料額が上昇していき、学生にとっては高額であったため、工面して保険料を納付していたことを記憶している。

申立期間が、未加入とされ、国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行わなかったにもかかわらず、20歳になった昭和58年頃、国民年金保険料の納付書が送られてきたとしているが、学生について、国民年金への加入が義務付けられ、強制加入とされたのは平成3年4月からであり、その前の時期において、国民年金の加入手続を行っていなかった申立人に、保険料の納付書が送付されていたとは考えにくい。

また、申立期間当時、申立人は大学生及び大学院生であり、制度上、平成3年4月より前に国民年金に加入する場合は、任意加入することとなるが、任意加入の場合、遡って国民年金に加入することができない。現に、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の国民年金被保険者の被保険者資格記録から、申立人は、申立期間直後の同年5月に、国民年金の加入手続を行っ

たと推認されることから、前述のとおり、遑って国民年金に加入することはできず、当該期間の国民年金保険料を納付することもできなかったと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人が 20 歳に達した時点から申立期間の終期までの間に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人は、当該期間に、年金手帳を受け取ったことは無いとしていることに加え、20 歳に達する前から申立人の国民年金の加入手続が行われた平成 3 年 5 月までの期間を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されることは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの期間のうち数箇月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月までの期間のうち数箇月
私は、会社に就職した後の平成5年4月又は同年5月にA市役所で国民年金についての説明を受けた際、2年間は遡って国民年金保険料を納付することが可能であると聞いたので、その場で過去2年分の保険料の納付書を発行してもらい、そのうちの数箇月分の保険料を同市役所で遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で国民年金についての説明を受けた際、申立期間の国民年金保険料の納付書を発行してもらい、そのうちの数箇月分の保険料を納付したと主張しているが、遡って納付したとする期間の始期及び終期並びに保険料の納付金額の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料について、平成5年4月又は同年5月にA市役所で納付したと主張しているが、申立人は同年5月7日にA市へ住民票を異動していることが確認でき、申立人が所持する年金手帳に記載された住所変更日及び国民年金の手続のために同市役所に行ったのは一度だけであったとする申立人の主張から、申立人が主張する保険料の納付時期は同年5月12日と推認でき、その時点で申立期間の保険料は過年度納付書によらなければ納付することができないが、同市役所で過年度納付書により納付することは不可能であったことから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 8 月までの期間及び同年 10 月から平成 7 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から同年 8 月まで
② 昭和 61 年 10 月から平成 7 年 2 月まで

私は、昭和 55 年に転居した頃、市役所で国民年金保険料の免除の申請手続を行った。その際に、書類に住所、氏名、生年月日を書き込み、押印したことを記憶している。その後も、毎年、市役所で保険料の免除の申請手続を行っていた。免除に関する通知が届いていたと思うが、転居を繰り返しているうちに紛失してしまった。申立期間①の前の期間及び申立期間②の後の期間は申請免除が認められているにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、毎年、市役所で国民年金保険料の免除の申請手続を行っていたと主張しているが、免除の承認を受けるためには、毎年定められた時期に免除の申請手続を行う必要があり、必ず結果通知が届くことになっていたものの、申立人は、免除の申請を行った時期及び結果通知についての記憶が曖昧であることから、保険料の免除の申請状況が不明である。

また、申立人のオンライン記録によると、申立期間①の前の期間及び申立期間②の後の期間は、免除の申請手続を行った日及び承認を受けた日などが確認できるが、申立期間①及び②については、申請免除の手続を行った形跡は見当たらない。

さらに、申立期間①及び②は合わせて 106 か月と長期間に及び、申立人は、申立期間①及び②を通じて同一市内に居住しており、これだけの長期間にわ

たる事務処理を行政機関が続けて誤ることは考え難い。

加えて、口頭意見陳述においても、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料の免除の申請手続きを行っていたとの心証を得ることができなかった。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から9年3月まで

私は、平成6年3月に会社を退職したことを契機に、国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私の妻が、夫婦二人分を一緒に納付していたが、私の納付書が送付されなくなったので、9年4月頃に市役所へ問い合わせたところ、私が、海外へ転出したことにより、7年4月から国民年金に未加入となっていることを知った。妻は、私の代理で保険料を納付することができるかと説明されたので、私の国民年金の任意加入手続を行うとともに、申立期間の保険料を金融機関で遡ってまとめて納付した。申立期間が未加入で、保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年4月頃に、その妻が市役所に問い合わせた上で、申立人の国民年金の任意加入手続を行い、妻が遡ってまとめて国民年金保険料を納付したと主張しているが、同年同月に申立人の国民年金の任意加入手続が行われ、同年同月に申立人及びその妻の平成9年度の保険料が前納されていることが確認できるものの、申立人は申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその妻は、申立期間当時の保険料の納付金額の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、平成7年3月に住民登録を海外に異動していることが住民票で確認できることから、申立期間は、国民年金の任意の未加入期間であり、国民年金保険料を遡って納付することができない期間である。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、

保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から45年3月までの期間、61年4月から同年6月までの期間、62年10月から63年3月までの期間、平成元年7月及び同年12月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年8月から45年3月まで
② 昭和61年4月から同年6月まで
③ 昭和62年10月から63年3月まで
④ 平成元年7月
⑤ 平成元年12月から4年3月まで

私は、昭和42年に会社を退職し、自営業を始めたことにより、同年頃、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、私の仕事を手伝ってくれていた母親が、仕事の合間に納付してくれていたはずである。

申立期間②、③、④及び⑤の国民年金保険料については、経営していた店の支払等と一緒に、私が夫婦二人分の保険料を金融機関で納付していた。納付が遅れてしまったこともあったが、期限が過ぎないように気にしながら保険料を納付していた。

申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和42年頃、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、その母親が納付していたと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親は既に他界していることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 42 年頃、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、45 年 3 月と推認でき、その時点で申立期間①の一部は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立期間②、③、④及び⑤の国民年金保険料について、申立人が一緒に納付していたとするその妻の保険料も未納となっている。

加えて、申立期間は 5 回に及び、これだけの回数 of 事務処理を行政機関が続けて誤ることは考えにくい。

その上、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から同年5月までの期間、53年3月から同年11月までの期間、54年2月から同年7月までの期間、56年11月から57年4月までの期間、同年12月から58年6月までの期間及び63年3月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月から同年5月まで
② 昭和53年3月から同年11月まで
③ 昭和54年2月から同年7月まで
④ 昭和56年11月から57年4月まで
⑤ 昭和57年12月から58年6月まで
⑥ 昭和63年3月から同年9月まで

私は、会社を退職してすぐの昭和49年3月頃に、区役所で国民年金の加入手続及び国民健康保険の加入手続を一緒に行った。国民年金保険料については、口座振替により、毎月納付していたと思う。その後、申立期間②、③、④、⑤及び⑥当時には、会社を退職してすぐに、私が、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民健康保険の加入手続を行い、口座振替により保険料を毎月納付していたはずである。申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職してすぐの昭和49年3月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間②、③、④、⑤及び⑥当時には、会社を退職してすぐに、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、平成元年11月頃に行われたものと推認できることから、国民年金の加入手続時期につい

での申立人の主張と一致しない上、申立人の手帳記号番号は、同年9月頃に払い出されていることが確認でき、申立人は、継続して同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持している年金手帳及び申立人の国民年金被保険者名簿では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、平成元年3月とされている上、オンライン記録でも、申立人が、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥当時、国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、当該期間は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、口座振替により申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付金額についての記憶が定かではない上、申立人の国民年金被保険者名簿では、申立人は、平成9年8月から、口座振替により保険料を納付していることが確認できることから、申立人が当該期間の保険料を口座振替により納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月から8年3月まで

私は、平成7年の秋又は冬頃に、8年4月から正職員として就職することが決定した。就職するに当たり、国民年金保険料を全て納付しておくように指導されたので、年金手帳を持参し、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと思う。

申立期間の国民年金保険料については、平成8年4月の就職後、時期は分からないが、通勤途中に金融機関で納付書により一括して納付したと思う。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年の秋又は冬頃に、年金手帳を持参して区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、申立人が持参したとする年金手帳には、申立人が4年11月に国民年金の被保険者資格を喪失した旨の記載はあるものの、7年秋又は冬頃に国民年金の被保険者資格を取得した旨の記載は無い上、オンライン記録でも、申立人が申立期間当時国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成8年4月の就職後、通勤途中に金融機関で納付書により一括して納付したと思うと主張しているが、保険料の納付時期、納付場所及び納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5603

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から52年9月まで

私の夫は、昭和50年12月に、区役所で私達夫婦の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私の夫が、夫婦二人分を一緒に集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その夫が夫婦二人分を一緒に集金人に納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその夫は、保険料の納付金額及び申立期間中に行っている自身の免除の申請手続についての記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫についても、申立期間のうち大半の期間の保険料が未納となっていることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年3月に夫婦連番で払い出されていることが確認できるものの、申立人の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、当該手帳記号番号により国民年金保険料を納付していた形跡は見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成4年3月まで

私は、昭和60年4月頃、勤務先を退職後、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。

国民年金保険料は、私が、区役所又は郵便局で納付書に現金を添えて毎月又は2、3か月ごとにまとめて定期的に納付していた。納付期限が過ぎて督促のはがきが数回きたこともあり、その場合も納付していた。自分で納付することができなかつたときには、母親が区役所で納付してくれていた。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年4月頃、勤務先を退職後、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているが、当該期間当時の保険料月額は、6,740円から9,000円であったところ、申立人が当該期間に納付したとする保険料月額は、1万3,000円ぐらいであったと思うと述べているように、保険料額についての記憶が曖昧であるなど、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和60年4月頃の厚生年金保険から国民年金への切替手続後から、申立期間の国民年金保険料を定期的に納付していたと述べているが、申立人が当該期間当時居住していた区の国民年金被保険者名簿において、申立人に対し、昭和60年度の保険料の賦課がなされていなかったことが確認できることから、少なくとも同年度中には国民年金への切替手続がなされていなかったと推認される上、同年度中に切替手続が行われなかった以上、

同年度の保険料を、その年度に納付することも不可能であったと考えられることから、昭和 60 年 4 月頃、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、定期的に納付していたとする申立内容と一致しない。

さらに、申立期間は 84 か月に及び、同一の行政機関がこれだけ長期間にわたる事務処理を続けて誤るとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5605 (事案 4478 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 9 月まで

私は、前回の申立てを行った後、社会保険労務士が行っていた年金に関する相談会で相談したところ、申立期間当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶がよみがえった。

私は、昭和 51 年 3 月頃に、区役所で転入届を提出した際に、国民年金について、説明されたため、国民年金の加入手続を行った。その後は、私が、3 か月ごとに区役所の出張所で納付書により 4,000 円から 5,000 円ぐらいの国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間が未加入とされていることに納得できないので、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、昭和 51 年 4 月に引っ越した際には、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、しばらくして国民年金保険料の納付書が送られてきたので、区役所の支所で保険料を納付したと主張しているが、i) 国民年金の加入手続を行っていないにもかかわらず、保険料の納付書が送付されることは考え難い上、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が無いとしていることから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、55 年 6 月に払い出されており、申立人が申立期間当時居住していた区において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないこと、iii) 申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、同年 4 月とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間であ

ることなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 10 月 14 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てについて、申立人は、新たな資料を提示したわけではないが、昭和 51 年 3 月頃に、区役所で転入届を提出した際に、国民年金について、説明されたため、国民年金の加入手続きを行い、その後は、3 か月ごとに区役所の出張所で納付書により国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間が未加入とされていることに納得できないとの理由で、再申立てを行ったとしている。

このことについて、当委員会においては、申立人に対し昭和 55 年 6 月に払い出されている国民年金手帳記号番号とは別に、申立期間に係る手帳記号番号が払い出されていなかったか、再度調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらなかった上、口頭意見陳述を実施した結果においても、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることはできなかった。

したがって、今回の申立ては当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5606

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った時期は憶えていないが、年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄に昭和 53 年 4 月 1 日と書いてあるから、そのときに国民年金の加入手続を行ったと思う。

国民年金の加入手続を行った後は、定期的に、国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った時期及び国民年金保険料の納付を開始した時期を記憶しておらず、年金手帳に、国民年金の「初めて被保険者となった日」の欄に昭和 53 年 4 月 1 日の日付が書かれているため、申立期間の保険料を納付しているはずであるとしているが、国民年金の被保険者資格取得日は、加入手続時期及び保険料納付の始期を特定するものではなく、実際には、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、60 年 10 月から同年 11 月までの間であると推認される。

また、昭和 60 年 10 月又は同年 11 月の時点において、申立期間の大半の国民年金保険料は、時効により納付することはできず、申立人が、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されなければならないが、申立人は、今までに受け取ったことがある年金手帳は 1 冊であるとしていることに加え、20 歳に達するより前から、手帳記号番号が払い出された時期までの期間を通じて、同一区内に居住しているため、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5607

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、学校を卒業してから 2、3 年後の昭和 55 年又は 56 年頃、母親から国民年金の加入を勧められたので、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、窓口の女性から、学校を卒業した年まで遡って国民年金保険料を納付できると言われたので、保険料を分割納付できる納付書を送付してもらい、後日、数回に分けて郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年又は 56 年頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、後日、国民年金保険料を数回に分けて郵便局で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から同年 5 月頃と推認でき、申立期間は時効により保険料を納付することができず、当該加入手続時点で遡って保険料を納付することができる申立期間直後の期間の保険料を、過年度納付したと考えるのが合理的である。

また、申立期間から国民年金の加入手続時期を通じて同一区内に居住していた申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

昭和 39 年 3 月頃、私の父親が私の国民年金の加入手続を行った。手続を行った場所は区役所だと思うが定かではない。現在所持している年金手帳はその際発行されたものだと思う。

申立期間の国民年金保険料については、父親が亡くなっているため詳細は不明だが、家族の中で私の保険料のみ納付していたはずである。年金手帳及びねんきん特別便で資格取得日は昭和 39 年 4 月 1 日とされている。保険料を納付したからこそ、この日付が書かれたはずであると思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 3 月頃、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日及び後の番号が付与された 20 歳到達時に資格取得している強制加入被保険者の納付開始日から、平成 4 年 8 月から同年 10 月頃と推認されることに加え、申立期間の保険料を納付するためには、申立人に別の手帳記号番号が払い出されることが必要だが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いことから、申立内容とは一致しない。

また、申立人は、その所持する年金手帳において、国民年金の「初めて被保険者となった日」が「昭和 39 年 4 月 1 日」と記載されていることが、同年同月同日に国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を開始したことの証左であると考えていることから、申立期間の保険料が未納とされていること

は納得がいかないと述べている。しかし、国民年金の資格取得日は、加入手続の時期にかかわらず、原則として強制加入期間の初日まで遡ることとされていることから、加入手続の時期及び保険料の納付の開始時期を特定するものではない。しかも、申立人の所持している手帳の色はオレンジ色であり、当該様式の年金手帳の使用が開始されたのは、49年11月以降である上、申立人には別の手帳が交付された記憶も無い。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に非関与であり、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付したとされるその父親は、既に他界しており、当該期間当時の保険料の納付状況が不明であることに加え、当該期間当時、同居していた家族の中には、厚生年金保険に加入している者以外に国民年金の加入対象者でありながら未加入である者もあり、その父親が申立人のみ国民年金に加入させ保険料を納付していたとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5609

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から55年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年12月から55年8月まで

私は、会社を退職した数箇月後の昭和53年4月に、自宅近くの市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った際に、職員から、「未納となっている国民年金保険料をまとめて納付できる。」と言われ、52年12月から53年4月までの保険料1万円ぐらいを遡って納付した。同年5月以降の保険料は、毎月4,000円ぐらいを同出張所の窓口で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月に、国民年金の加入手続を行い、遡ってまとめて国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、55年11月に払い出されていることが確認でき、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない上、申立人が所持する年金手帳では、同年9月18日に任意で国民年金に加入していることが確認でき、申立人は、当該手帳以外に年金手帳を所持した記憶は無いと述べている。

また、申立期間は国民年金の任意の未加入期間で、国民年金保険料を遡って納付することができない期間であることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 3 月に会社を退職し、同年 6 月の結婚後、夫と相談の上、将来のために区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。その後、転居したときも、転居先の区の区役所で国民年金の手続を行い、保険料を納付し続けていた。私は、退職した会社から退職金も受け取り、申立期間の保険料を納付する資力も十分あったにもかかわらず、当該期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 6 月の結婚後、当初居住していた区の区役所で、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その後の転居先の区の区役所で払い出され、同番号の前後の番号の国民年金被保険者の加入状況等から、申立人の加入手続は、61 年 3 月から同年 7 月までの間に行われたと推認されるなど、申立内容と一致しない。

また、申立人は、その夫と相談の上、国民年金の加入手続を行い、その後、転居したときも住所変更手続を行うなどして、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。しかし、当該期間のうち、昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月までの期間は、申立人は、被用者年金制度の被保険者の妻で、国民年金に加入するには、制度上任意加入することになるが、申立人の所持する年金手帳によると、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は、61 年 4 月と記載され、オンライン記録でも、同年同月前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、当該期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間であることに加え、申立人の国民年金の加入手続が行われた 61 年 3 月から同年 7 月までの時点においては、申立

期間のうち、58年4月及び同年5月は、時効により保険料を納付することができない期間である。以上のことから、申立人が、これらの期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から平成元年3月まで
時期や場所は不明であるが、申立期間当時に、母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。
その後、母親が、金融機関で申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。
申立期間が未加入期間とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が無いことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、平成2年4月から同年6月頃までの間であると推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は平成2年5月であることが、申立人が所持する年金手帳により確認できる上、オンライン記録でも、申立人が申立期間当時国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5612 (事案 3296 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 49 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 49 年 1 月まで

私は、昭和 39 年 2 月に転職した際に、区役所で国民年金の加入手続きを行った。その際に、茶色の国民年金手帳を受け取った。その後、いつ頃かは憶えていないが、もう 1 冊茶色の手帳を受け取った。オレンジ色の年金手帳に切り替えた際に、この 2 冊の茶色の手帳を区役所に提出して返却されなかった。

国民年金保険料については、加入当初から毎月、郵便局又は区役所へ行き、納付書で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 2 月に転職した際に、区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、加入当初から毎月区役所へ行き、納付書で納付していたと主張していたが、i) 申立人は、申立期間当時の保険料の納付方法、納付金額等の記憶が曖昧であることから保険料の納付状況が不明であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、57 年 12 月に払い出されていることが確認でき、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は同年 11 月 1 日とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 2 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、国民年金の加入手続きを行った際に受け

取った茶色の国民年金手帳のほかに、もう1冊茶色の手帳を受け取ったと主張していることから、昭和57年12月に払い出されている申立人の国民年金手帳記号番号のほかに、申立人が申立期間当時居住していたとする区において、手帳記号番号が払い出されていなかったか、再度調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらなかった。

また、申立人は、国民年金の加入当初から毎月、郵便局又は区役所で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が申立期間当時居住していたとする区において、納付書により保険料を納付することができるようになったのは、昭和43年以降であることが資料により確認できることから、申立人が、申立期間当初の保険料を納付書により納付していたとは考え難い。

したがって、今回の申立ては当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続の時期は定かではないが、私の母親から私の将来のために、国民年金保険料を納付していたと聞いていた。ねんきん特別便の国民年金の被保険者資格取得日欄に、昭和 49 年 4 月と記載されているから、そのときに母親が、国民年金の加入手続を行い、その時点からの保険料を納付してくれていたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、申立人自身は直接関与しておらず、国民年金の加入手続等を行ったとするその母親からの証言も得られないことから、当該期間当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人は、ねんきん特別便の国民年金の被保険者資格取得日欄に、昭和 49 年 4 月と記載されていることから、そのときに、その母親が、国民年金の加入手続を行い、その時点からの保険料を納付してくれていたと思うと述べているが、申立人が居住している区の国民年金被保険者名簿では、申立人は、62 年 3 月に国民年金の加入手続を行ったこととされており、申立人が主張する国民年金の加入手続時期と一致しない上、同被保険者資格取得日は、国民年金の加入手続時期に関係無く、強制加入期間の初日まで遡って記載されることから、国民年金の加入手続時期及び保険料の納付の始期を特定するものではない。

さらに、昭和 62 年 3 月時点で申立期間の大半の国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人が、当該期間の保険料を納付するためには、

別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年5月1日から10年8月28日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間のうち、平成10年9月1日から20年5月1日までの期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年5月1日から6年7月1日まで
② 平成6年7月1日から8年10月1日まで
③ 平成8年10月1日から9年10月1日まで
④ 平成9年10月1日から10年8月28日まで
⑤ 平成10年9月1日から11年9月24日まで
⑥ 平成11年9月24日から20年5月1日まで

申立期間①のA社、申立期間②のB社、申立期間③のA社、申立期間④のC社、申立期間⑤のD社及び申立期間⑥のE社で登録されている私の厚生年金保険に係る標準報酬月額の金額と実際に支給されていた給与額（34万円から38万円ぐらい）が著しく相違しているので、第三者委員会に調査して訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その

期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成5年5月1日から10年8月28日までの期間及び同年9月1日から18年11月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年11月1日から20年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間①から④までについて、申立人名義の預金口座から確認できる給与振込額に見合う標準報酬月額は、申立期間①のA社、申立期間②のB社、申立期間③のA社及び申立期間④のC社における標準報酬月額の記録をおおむね上回っている。

しかし、申立てに係る事業所であるA社、B社及びC社の厚生年金保険手続を行っていた社会保険労務士が保管している申立人の当該期間における健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を確認したところ、オンライン記録どおりの届出がされたことが確認できる。

また、A社、B社及びC社の事業主は、当該期間における申立人に係る関係書類を保管しておらず、申立人が所持しているB社における給与明細書について検証したところ、オンライン記録に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

このほか、申立期間①から④までにおいて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から④までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑤及び申立期間⑥のうち平成11年9月24日から18年11月1日までの期間について、申立人が所持している給与明細書（平成10年12月分及び15年10月分から18年10月分まで）及び申立人が所持している源泉徴収票（平成15年分、17年分及び18年分）に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、それぞれの期間におけるD社又はE社に係る標準報酬月額の記録をおおむね上回っていることが確認できる。

しかし、上記の給与明細書には、平成10年12月分を除き、事業所名が記載されておらず、同年12月分についてもD社ではなくC社の名称が記載されている上、上記の源泉徴収票に記載されている事業所名はA社となっている。

また、申立人は、申立てに係るD社及びE社に係る雇用保険の被保険者記録も無く、当該期間はA社又はC社において雇用保険に加入している。

さらに、A社及びグループ会社であるB社又はC社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である平成10年8月28日にいずれかの事業所において被保険者資格を喪失しているほぼ全ての同僚に照会したところ、同年8月28日以降の社会保険に係る取扱いについて、複数の同僚から、「自ら国民年金への加入手続を行うか、又は事業主負担分も合わせた厚生年金保険料を自ら負担し、別事業所で厚生年金保険へ加入するかの選択になる旨の説明があった。」との証言があった。

加えて、D社からは回答が得られず不明であるが、A社は、「申立人は当社の従業員であり、D社には勤務していなかった。D社と当社は資本関係も取引関係も無い別会社であり、一部の従業員については、D社において厚生年金保険の被保険者記録があるが、A社が適用事業所となっていなかったために依頼して加入させてもらっていただけである。」と回答しており、また、E社は、「申立人は当社の従業員ではなく、使用関係は無かった。」と回答しており、これらのことから、申立人はD社及びE社との間に使用関係は無く、D社及びE社においては被保険者とならない者であったと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間⑤及び申立期間⑥のうち平成11年9月24日から18年11月1日までの期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

なお、A社の事業主は、社会保険に係る取扱いについて、「社内報を掲示して、従業員に対して国民年金に加入するか、保険料を全額自己負担して別事業所において厚生年金保険に加入するかを選択するように通知した。申立人は、保険料を全額自己負担し、別事業所で厚生年金保険へ加入する旨を承知していた。また、別事業所において厚生年金保険に加入した従業員のために、健康保険厚生年金保険料額表を掲示しており、申立人がその資料を作成していた。」と回答している。

また、申立人は、「事業所が自身を除いた従業員に対して国民年金へ加入するように説明をしたことは知っているが、自らはそれまでと変わらず厚生年金保険に加入できることとなっており、事業主負担分も合わせた厚生年金保険料を負担することは承知していない。」と主張しているが、A社、B社及びC社における従業員に対する厚生年金保険の取扱いの変更に係る周知方法について、A社及びC社の事業主は、「社内報を掲示した。」と回答しており、同僚からも事業主の回答と同様の証言もあることから、申立人は保険料が全額自己負担であったことを承知していたものと考えられるところ、厚生年金特例法第1条第1項ただし書きでは、特例対

象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

一方、申立期間⑥のうち、平成 18 年 11 月 1 日から 20 年 5 月 1 日までの期間について、申立人が所持している事業所名の記載の無い当該期間に係る給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる 18 年 4 月から同年 6 月までの期間、19 年 4 月から同年 6 月までの期間、及び 20 年 1 月から同年 3 月までの期間において、申立人の主張する報酬月額が事業主により支払われていることが確認できる。

しかし、申立人は当該期間において E 社における被保険者記録が確認できるところ、同社の事業主は、当該給与明細書は同社の給与明細書ではない旨を述べている上、上述のとおり、申立人と同社の間には使用関係は無かったことから、申立人は同社において被保険者とならない者であったと認められる。

したがって、申立期間⑥のうち、平成 18 年 11 月 1 日から 20 年 5 月 1 日までの期間について、申立人の標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月から 62 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 11 月から A 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が、62 年 11 月 1 日からとなっているのはおかしい。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に勤務していた同僚の証言により、申立人が申立期間当時から、同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、健康保険の被保険者資格の取得に係るオンライン記録から、申立人は、昭和 62 年 11 月 1 日に同資格を取得し、併せて申立人の子及び母について同日に被扶養者の認定が行われ、これらの処理及び被保険者証の交付が同年 11 月 18 日に行われていることが確認できる。

また、申立人から同時期に A 社に入社したとして名前の挙がった複数の同僚に照会したところ、同僚についても自身が記憶する入社時期には厚生年金保険被保険者資格を取得しておらず、入社から数箇月経過後に同資格を取得していることが認められることから、同社では当時、従業員の入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格の取得の手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、A 社は既に適用事業所ではなくなっており、元事業主は、申立人の社会保険加入の取扱いについて不明である旨を回答している上、当時の事務担当者からも証言を得ることができなかった。

加えて、A 社に申立期間当時に在籍していた上記同僚以外にも当時の同社の社会保険の加入について照会したが、同社が従業員の入社と同時に加入手続を行っていたことがうかがえる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与台帳、給与明細書及び所得税源泉徴収票等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月 16 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 35 年 1 月 20 日から同年 5 月 16 日まで
③ 昭和 37 年 8 月 13 日から同年 9 月 1 日まで
④ 昭和 38 年 10 月 11 日から同年 11 月 1 日まで
⑤ 昭和 39 年 8 月 20 日から同年 9 月 8 日まで
⑥ 昭和 41 年 1 月 30 日から同年 3 月 13 日まで
⑦ 昭和 41 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日まで
⑧ 昭和 60 年 1 月 29 日から同年 4 月 3 日まで

私は、昭和 33 年 6 月 16 日から同年 9 月 28 日までは A 氏所有の船舶 B に乗船したが、申立期間①の船員保険の被保険者記録が欠落している。同年 11 月 5 日から 35 年 5 月 15 日までは C 氏所有の船舶 D に乗船したが、申立期間②の記録が欠落している。37 年 8 月 13 日から 38 年 7 月 24 日までは E 氏所有の船舶 F に乗船したが、申立期間③の記録が欠落している。同年 10 月 11 日から 39 年 2 月 24 日までは E 氏所有の船舶 G に乗船したが、申立期間④の記録が欠落している。同年 3 月 9 日から 40 年 1 月 22 日までは H 氏所有の船舶 I に乗船したが、申立期間⑤の記録が欠落している。同年 3 月 1 日から 41 年 3 月 12 日までは J 氏所有の船舶 K に乗船したが、申立期間⑥の記録が欠落している。同年 5 月 30 日から 57 年 2 月 27 日までは L 氏所有の複数の船舶に乗ったが、申立期間⑦の船舶 M に乗船した期間の記録が欠落している。60 年 1 月 29 日から同年 4 月 2 日までは N 社所有の船舶 O に乗船したが、申立期間⑧の記録が欠落している。申立期間を、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳から、申立期間①は船舶B、申立期間③は船舶F、申立期間④は船舶G、申立期間⑤は船舶I、申立期間⑥は船舶K、申立期間⑦は船舶M、申立期間⑧は船舶Oの雇入期間であることが確認できる。

しかし、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適正等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

また、申立人が所持する船員手帳の雇入日及び雇止日の記載のある箇所、船員保険の資格取得日及び資格喪失日と一致する箇所はあるが、多くの箇所で一致しておらず、雇入契約期間より船員保険の被保険者期間が長い期間も存在することから、申立人所持の船員手帳記載の雇入日及び雇止日をもって、直ちに、船員保険の資格取得日及び資格喪失日の根拠とすることはできない。

申立期間①について、船員手帳において確認できる船舶所有者A氏は既に死亡しており、船長のP氏は所在が不明のため、申立人の保険料控除について確認することができない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、船舶所有者A氏に係る船員保険被保険者名簿に氏名の記載があり、連絡先が判明した同僚に照会を行ったが、申立人の保険料控除に関する供述を得ることができない。

さらに、前述の照会で、申立人と同じ船舶Bに乗船したと回答した同僚は、「私の船員保険の資格取得日である昭和33年7月1日は、船に乗った日だと思う。その日より前は、網の手入れをしていた。」と述べている。

加えて、申立期間①において、船舶所有者A氏に係る船員保険被保険者名簿には申立人の名前は見当たらず、被保険者証記号番号に欠番は無い。

申立期間②について、申立人は、船員手帳において確認できる雇入期間である昭和33年11月4日から35年1月19日までの期間以降も引き続き船舶所有者C氏が所有する船舶Dに乗船したと主張しているが、船員手帳には、当該期間に係る記載が無いため、当該期間に係る勤務実態を確認できない。

また、申立人は、「C氏所有の船に乗っていた頃に、免許を取得したら、次の船にQ職として乗船することが決まっていた。」と述べているところ、申立人が所持する船員手帳の雇止事由欄に「受験の為」の記載があることが確認できる。

さらに、申立期間②直前の昭和33年11月4日から35年1月19日まで

の期間において、船員手帳に船舶所有者として記載のあるC氏及び船長として記載のあるR氏は、所在が不明のため、当該期間に係る勤務実態について確認することができない。

加えて、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、船舶所有者C氏に係る船員保険被保険者名簿に氏名の記載があり、連絡先が判明した同僚に照会を行ったが、申立人の勤務実態に係る供述を得ることができない。

申立期間③について、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、船舶所有者E氏に係る船員保険被保険者名簿に氏名の記載があり、連絡先が判明した同僚に照会を行ったが、申立人の保険料控除に関する供述を得ることができない。

また、前述の照会で、申立人と同じ船舶Fに乗船したと回答した複数の同僚は、「船員手帳の雇入日と船員保険の被保険者資格取得日は違う。」と述べている。

さらに、船舶所有者のE氏は、「会社が倒産したため、資料等の保管はしておらず、当時の担当者も既に死亡しているため、保険料の控除及び納付については不明である。」と述べている。

加えて、船舶所有者E氏に係る船員保険被保険者名簿から、申立人と同じ船舶Fに乗船した24名（船員手帳において確認のできる船長を含む。）の被保険者資格取得日は、昭和37年9月1日であることが確認できる。

また、申立期間③において、船舶所有者E氏に係る船員保険被保険者名簿には申立人の名前は見当たらず、被保険者証記号番号に欠番は無い。

申立期間④について、船舶所有者のE氏は、「会社が倒産したため、資料等の保管はしておらず、当時の担当者も既に死亡しているため、保険料の控除及び納付については不明である。」と述べている。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、船舶所有者E氏に係る船員保険被保険者名簿に氏名の記載があり、連絡先が判明した同僚に照会を行ったが、申立人の保険料控除に係る供述を得ることができない。

さらに、船舶所有者E氏に係る船員保険被保険者名簿から、申立人と同じ船舶Gに乗船した9名の被保険者資格取得日は、昭和38年11月1日であることが確認できる。

加えて、申立期間④において、船舶所有者E氏に係る船員保険被保険者名簿には申立人の名前は見当たらず、被保険者証番号に欠番は無い。

申立期間⑤について、船舶所有者H氏に係る船員保険被保険者名簿から、申立人が、昭和39年8月20日の資格喪失時に被保険者証を返納していることが確認できる。

また、前述の名簿から、昭和 39 年 3 月 9 日の資格取得時の職務欄には、S 職の記載があり、同年 9 月 8 日の資格取得時の職務欄には、T 職の記載があることが確認でき職務が継続していないことがうかがえる。

さらに、船員手帳において確認できる船舶所有者 H 氏及び船長の U 氏に照会を行ったが、回答が無いため、申立人の保険料控除についての証言を得ることができない。

加えて、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、船舶所有者 H 氏に係る船員保険被保険者名簿に氏名の記載があり、連絡先が判明した同僚に照会を行ったが、申立人の保険料控除に関する供述を得ることができない。

申立期間⑥について、船員手帳において確認できる船舶所有者 J 氏に照会を行ったが、回答が無く、船長の V 氏は、所在不明のため、申立人の保険料控除についての証言を得ることができない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、船舶所有者 J 氏に係る船員保険被保険者名簿に氏名の記載があり、連絡先が判明した同僚に照会を行ったが、申立人の保険料控除に関する供述を得ることができない。

さらに、申立人の船員保険被保険者台帳の記録は、昭和 40 年 3 月 1 日から 41 年 1 月 30 日までとなっており、船舶所有者 J 氏に係る船員保険被保険者名簿の記録と一致する。

申立期間⑦について、船舶所有者 L 氏が保管する船員保険被保険者資格取得届から、申立人の資格取得日は、昭和 41 年 6 月 1 日であることが確認できる。

また、船長の W 氏は、既に死亡しているため、申立人の保険料控除に関する証言を得ることができない。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、船舶所有者 L 氏に係る船員保険被保険者名簿に氏名の記載があり、連絡先が判明した同僚に照会を行ったが、申立人の保険料控除に関する供述を得ることができない。

加えて、前述の同僚照会で、申立人と同じ船舶 M に乗船したと回答した同僚は、「船員手帳の雇入日と乗船日は同じではなかった。」と述べている。

申立期間⑧について、船員手帳において確認できる N 社が所有する船舶 O の船長である X 氏の船員保険の被保険者記録は無い。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、船舶所有者 N 社に係る船員保険被保険者名簿に氏名の記載があり、連絡先が判明した同僚に照会を行ったが、申立人と同じ船舶 O に乗船したと回答した者はいない上、申立人の保険料控除に関する供述を得ることができない。

さらに、N社は、当時の資料が無く、当時の船員保険の取扱いについて不明と回答している。

加えて、船舶所有者N社に係る船員保険被保険者名簿には申立人の名前は見当たらず、被保険者証番号に欠番は無い。

このほか、いずれの申立期間においても、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間①から⑧までに係る船員保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から⑧までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 47 年 12 月 1 日から 48 年 8 月 30 日まで

私は、昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 8 月 30 日までA社に勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、昭和 47 年 9 月 1 日にB社で資格取得し、同年 12 月 1 日に資格喪失となっており、その前後の記録が無い。

私が勤務したのはA社であり、B社において被保険者となっている理由は分からないが、会社が勝手にやっていたことと思われる。

A社でもB社でも構わないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚に照会したものの、申立人がA社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録から、B社は昭和 47 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日より前の期間については適用事業所とはなっていないことが確認できる。

さらに、B社において昭和 47 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得している者に照会したところ、「私は、同年 9 月 1 日より前から勤務していた。」と供述している。

加えて、昭和 47 年 9 月 1 日にB社において資格を取得している 149 名の被保険者のうち、64 名については同日までA社において被保険者となっているが、85 名については、申立人と同様、同社において被保険者と

はなっていないことが確認できる。

申立期間②について、複数の同僚に照会したものの、申立人がA社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、複数の同僚について雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日を比較した結果、いずれも雇用保険の離職日の翌日が厚生年金保険の資格喪失日となっていることが確認できるところ、申立人についても、雇用保険の離職日（昭和47年11月30日）の翌日が厚生年金保険の資格喪失日となっている。

さらに、A社及びB社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も、申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月28日から31年4月2日まで
私は、昭和30年2月28日から31年4月1日まで、A社が所有する船舶Bに操機手として乗船していた。
しかし、船員保険の記録では、申立期間の被保険者記録が無い。
申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳及び同僚の供述から、申立人が、申立期間においてA社が所有する船舶Bに乗船していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録は見当たらない上、申立期間に資格を取得している被保険者について、整理番号に欠番は無い。

また、当時の同僚に照会したものの、A社における船員保険への加入の取扱いについて、具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、A社は既に解散しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することができない上、申立人も、申立期間における船員保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 5762 (事案 3640 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月 8 日から 32 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 28 年に中学校を卒業しA社に就職した。すぐに高校の夜間部に入学し、4年間働きながら通い、高校を卒業した 32 年 3 月にC 県に引っ越し次の会社に就職した。しかし、厚生年金保険の記録によると、30 年 9 月 8 日から 32 年 3 月 1 日までの期間が被保険者となっていない。夜間高校に通いながらずっと働いており申立期間の記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしいと申立てを行ったが、訂正不要との通知を受けた。

しかし、新たな事情としてA社の保管する 50 年史の写真及び高校卒業式の写真が見つかったので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 28 年 4 月にA社に入社し、定時制高校を卒業した 32 年 2 月末まで勤務していたと主張しているが、i) 同社から社名変更したB社は、申立期間当時の社会保険及び給与に関する資料が無いため、申立人の保険料控除については不明であるとしていること、ii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した 21 名の同僚のうち 16 名は、申立人を記憶しておらず、申立人が申立期間に勤務していたとする供述を得ることができないこと、iii) 申立人は、当時と一緒に勤務していたとする上司、会社の 2 階に家族と住んでいたとする同僚及び自転車通勤していたとする同僚を記憶しているが、これらの者は、死亡又は連絡先が不明であるため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、聴取することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 8 月 2 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする

通知が行われている。

申立人は、今回、「A社を紹介してくれた同僚が昭和 30 年 9 月末で退職した時には私はまだ同社に勤務していたと証言している上、同社の保管する 50 年史の写真及び高校卒業式の写真が見つかり、自分が写っているので、再度問い合わせ調査してほしい。」と主張している。

しかし、前回調査した同僚 21 名に 31 名の同僚を追加した計 52 名の同僚に申立人が提出した写真を添付した上で、申立人が申立期間に勤務していたか照会を行ったところ、回答のあった 39 名のうち申立人を紹介した同僚を除く 38 名は、申立人が申立期間に勤務していたことを明確に記憶していないと述べていることから、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、2名の同僚から申立期間に撮影されたとする社員旅行及び花見の写真を提供してもらったが、申立人は、社員旅行及び花見のことを覚えていない上、その写真には自身は写っていないと述べている。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 10 月頃から 28 年 4 月 1 日まで
② 昭和 30 年 7 月頃から 31 年 2 月 25 日まで
③ 昭和 31 年 5 月 1 日から同年 8 月 2 日まで

申立期間①について、私は、昭和 27 年 10 月頃から A 社に C 職として働いていた。当初は見習であったが、最後には一人前になった。しかし、私の厚生年金保険の記録が 6 か月で、C 職は、そのような期間で勤まる職種ではなく、勤務期間に合った記録があると思われ、納得できないため、調査してほしい。

申立期間②及び③について、私は、昭和 30 年 7 月頃に知人の紹介で B 社に入社し、C 職として、2 年ぐらい勤めていた記憶があるが、私の厚生年金保険の記録がわずか 3 か月しかないのは納得できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から、申立人が当該期間のうち、一部の期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の A 社での勤務開始時期については、同僚から証言が得られず、また、同社は解散している上、当時の事業主及び役員も所在が不明であり事情を聴取することができないため、特定できない。

また、申立人は、A 社への入社時は C 職の見習だったと述べている上、複数の同僚は、同社では当時、入社後に数箇月の試用期間が定められていたとし、試用期間には厚生年金保険に加入させていなかったのではないかと供述している。

さらに、申立人も当時の給与明細書等の資料を保管していないため、当

該期間における給与からの厚生年金保険料の控除については不明である。

申立期間②及び③について、複数の同僚の証言から、申立人が当該期間にB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社から提出のあった申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しにより、同社は申立人が昭和31年2月25日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが確認できる上、これらの記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳と一致することが確認できる。

また、申立人がB社に同時期に入退社したとする同僚は、上記通知書に記載されており、申立人と同じ被保険者期間であることが確認できる。この同僚は、自身の被保険者期間について在職期間より短いと思うが、被保険者期間以外での厚生年金保険料の控除は分からないと供述している。

このほか、申立期間①から③までについて、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 5764

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から25年2月1日まで
私は、昭和20年10月1日にA市にあるB社（現在は、C社）に入社し、D職をしていたが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、昭和25年2月1日以前からB社に勤務していたとしている複数の同僚は、申立期間において厚生年金保険被保険者の記録が無いことが確認できる上、当該同僚から厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができなかった。

また、C社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載されている申立人の資格取得日は昭和25年2月1日となっており、オンライン記録における申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月10日から30年頃まで

私は、昭和27年2月から30年頃まで友人のB氏から紹介され、C市D区にあったA隊に入り、当初はE業務を行い、その後、F所勤務となった。F所勤務は1日交代制で1日の勤務時間は15時間ほどであった。当時の写真もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において進駐軍A隊で、当初E業務を行い、その後、F所で勤務していたと述べており、申立期間当時の進駐軍兵士と一緒に撮影した写真を所持していることから、申立人が同隊に勤務していたことは認められる。

しかし、厚生省保険局長通知「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日保発第51号）に基づき、昭和26年7月1日からは、クラブ、ホテル、劇場、宿舎、食堂などの非軍事的業務に使用される者は、厚生年金保険の強制被保険者とならないこととされており、申立人が27年2月10日から進駐軍A隊において、E業務及びF所で従事していたとする業務は、同通知によれば、非軍事的業務に該当することから、申立人は申立期間当時、厚生年金保険の強制被保険者ではなかったものと認められる。

また、申立人はA隊で申立期間当時、一緒に勤務していた同僚については、姓のみの記憶であるため、オンライン記録等から確認が取れず、申立人の保険料控除に係る供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 7 月 1 日から 48 年 1 月 5 日まで
② 昭和 51 年 6 月 16 日から 52 年 6 月 16 日まで

私は、A社（現在は、B社）退職後のC社に在籍中に、請われて、昭和 47 年 6 月 21 日にA社に再入社し、D職としてE国Fホテルに出向した。C社の退職日が同年 6 月 30 日であるので、A社の厚生年金保険被保険者資格取得日は同年 7 月 1 日のはずであるが、厚生年金保険の記録では、同社での資格取得日は 48 年 1 月 5 日となっており、申立期間①が被保険者期間となっていない。

また、昭和 50 年 7 月には、G社（現在は、H社）に請われて、同社の関係会社であるE国I社に勤務し、翌年の 51 年 6 月 16 日にはG社に正式入社となり、同日付けでE国I社へ出向となったが、厚生年金保険の記録では、G社における資格取得日は、1年後の 52 年 6 月 16 日となっており、申立期間②が被保険者期間となっていない。

これら申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から提出された従業員カードにおいて、申立人は、昭和 47 年 6 月 21 日にA社に再入社し、同日付けでE国に出向していることが確認できる。

しかしながら、上記の従業員カードにおいて、申立人は、昭和 48 年 1 月 5 日付けで「E国FホテルD職（派遣）」と記載されているところ、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、「E国FホテルD職（派遣）」の発令日が届出されている上、当該日は、

オンライン記録及び雇用保険の記録においても一致している。

このことについて、B社は、「昭和48年1月5日をもって申立人の身分が変更となり、社会保険関係の取扱いが変わったものと思われる。」と回答している。

また、B社は、「従業員カード及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書のほかに、当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る給与関係書類を確認することができない。

申立期間②について、H社から提出された在籍期間証明書によると、申立人は昭和51年6月16日にG社に入社し、同日付けでE国I社に出向していることが確認できる。

しかしながら、H社から提出された厚生年金保険被保険者台帳、J健康保険組合の記録及び雇用保険の記録において、申立人のG社における資格取得日は昭和52年6月16日となっており、オンライン記録における厚生年金保険の資格取得日と一致している。

また、H社は、「厚生年金保険、健康保険、雇用保険は、原則、一体的に加入手続を行っている。当時の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の資格取得日が昭和52年6月16日と記載されていることから、申立人の資格取得は、同日をもって手続を行ったと思われる。」と回答している。

さらに、H社は、「人事記録及び厚生年金保険被保険者台帳のほかに、当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る給与関係書類を確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月20日から28年7月1日まで
申立期間は、A社（現在は、B社）に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと述べている。

しかし、申立人がA社を退職後勤務したとするC社（現在は、D社）の人事記録を管理しているE社から提出された申立人に係る従業員台帳において、「28/6～29/6 A社」との記載が確認できることから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和28年7月1日に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得した者11名に文書照会したところ、7名から回答があり、うち3名は入社後一定期間（1か月から3か月）経過した後に厚生年金保険に加入したと証言しており、同社では従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いとなっていなかったことがうかがえる。

また、B社は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

さらに、申立人が申立人のA社入社を勧めたとする申立人の叔父は、既に死亡しており、証言を得ることができないことから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録がある者5名に文書照会をしたが、申立期間のうち、昭和28年6月より前の期間における申立人の勤務をうかがわせる証言を得ることができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月頃から26年4月頃まで

私は、昭和22年4月頃から26年4月頃までの期間、B社の事業主が創業したA社（現在は、C社）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。A社に記録が無くても事業主が同じであるB社に記録がある可能性があるので調査して申立期間を被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における業務内容の詳細な記憶及び申立人が記憶している同社の上司についての同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社はD 渉外労務管理事務所が所管する駐留軍施設であり、駐留軍施設従業員については、当初厚生年金保険の適用から除外されていたが、「国の事業所」に使用される者として、昭和24年4月から厚生年金保険の適用を受けることになったため、A社は同年4月1日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、22年4月頃から24年4月1日までの期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が記憶している上司は、B社における厚生年金保険被保険者記録は確認できるものの、A社での被保険者記録は確認できない上、既に死亡していることから、申立期間当時の申立人の勤務形態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が姓のみを記憶している別の同僚2名はA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に氏名は見当たらず、そのほかに申立人は同僚及び上司の氏名を記憶していないことから申立期間当時の保

除料控除について確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている同僚18名に文書照会を行ったところ、回答があった13名は、いずれも申立人のことは知らないと述べており、同社における勤務形態及び保険料控除について証言が得られない上、A社の駐留軍労働者の記録を管理しているE防衛事務所は、「在籍は不明」と回答していることから、申立人の保険料控除について確認することができない。

一方、B社は、「申立人のA社関係については、調査したが分からない。B社の台帳はあるが申立人の記録は載っていない。申立人に関しては在籍の証明はできない。」と回答している。

また、B社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている同僚10名に文書照会を行ったところ、回答があった7名は、いずれも申立人のことは知らないと述べており、同社における勤務実態及び保険料控除について証言が得られない上、A社で勤務していた期間がB社において被保険者となっている者は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 5 月 19 日から 24 年 4 月 1 日まで
船員手帳に記載されているにもかかわらず、船舶Aの乗船期間のうちの一部が船員保険被保険者となっていない。調査の上、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により、申立人は、申立期間において船舶AのB職として雇入れされていたことが確認できる。

しかし、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適性等を確保するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

また、オンライン記録により、船舶Aが船員保険の適用船舶となったのは昭和 23 年 10 月 1 日であり、申立期間のうち、同年 5 月 19 日から同年 9 月 30 日までは、適用船舶ではなかったことが確認できる。

さらに、船舶Aに係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、同船舶が適用船舶となった昭和 23 年 10 月 1 日付けで、同船舶の船員保険被保険者資格を取得した者が 13 名いることが確認できる一方、申立人が所持する船員手帳において氏名が確認できる船長を含む 18 名は、申立人が同船舶の被保険者資格を取得した日と同日の 24 年 4 月 1 日付けで被保険者資格を取得していることが確認できることから、同船舶においては、全ての船員を雇入れと同時に船員保険に加入させる取扱いとなっていなかったことがうかがわれる。

加えて、船舶Aの所有者、当時の船長及び漁労長は、既に死亡していることから、船員保険料の控除について確認することができない上、同僚照会においても申立人の申立期間における船員保険料の控除をうかがわせる証言を得ることができなかった。

このほか、申立人は、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における船員保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 5770 (事案 91 の再々申立て、事案 3452 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 25 日から 30 年 2 月 28 日まで
厚生年金保険の記録では、昭和 29 年 3 月 25 日から 30 年 2 月 28 日までの厚生年金保険の加入記録が無いが、この期間は A 社 B 事業所に勤務していた。在籍証明書もあるので被保険者期間として認めてほしい。

なお、申立期間当時に所属していた上司の課長の名前を思い出したので、上司からの情報に基づき調査し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の A 社 B 事業所に係る当初の申立てについては、申立人が申立期間に同社において臨時従業員として勤務していたことは確認できるが、同社においては、申立人と同じ係のほかの臨時従業員についても、厚生年金保険の加入記録が確認できない上、臨時従業員の厚生年金保険に係る賃金台帳、源泉徴収簿等を保管していないと回答していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況、厚生年金保険料の控除について確認できないことにより、年金記録の訂正は必要ないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 7 月 17 日付けで通知が行われている。

また、A 社 B 事業所に係る再申立てについては、申立人が唯一名を挙げた同僚及び当該同僚と同じ係の元社員は、「A 社 B 事業所には臨時従業員から正規従業員になるのに 6 か月に 1 回行われる任用試験があり、これに合格しないと正規従業員になれず、正規従業員にならないと厚生年金保険に加入できなかった。」と証言しており、上記の同僚は、それぞれ同社に入社してから 1 年 6 か月後及び 2 年 5 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、年金記録の訂正は必要ないと

して、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 7 月 6 日付けで通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間当時の上司の氏名を挙げ、当該上司からの情報に基づき調査を行うべきだと主張しているが、当該上司の住所は不明のため、申立期間に係る保険料控除について証言を得ることができない。

また、A社に対し、申立内容に係る再調査を依頼したが、同社は、「全関係部署を対象として、従業員に係る人事記録及び厚生年金保険加入状況の資料を縦覧したが、申立人の氏名は見当たらない。」と回答している。

このほかに、申立人から保険料控除を示す新たな資料提出や周辺事情も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月1日から60年4月1日まで

私は、昭和58年3月31日にA社（現在は、B社）を任意退職し、同社のあっせんによりC社（現在は、D社）に転職した。その際、A社の内部規程により、本来の定年退職予定日であった60年3月31日までは在籍時と同額の給与を補償されることとなり、C社から支給された給与をA社へ報告し、同社から在籍時との差額分を支給されていた。

しかし、厚生年金保険の標準報酬月額には差額分は反映されておらず、これについては確定申告の際にも含めて申告していたものであるから、調査して申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、従業員が定年前に会社があっせんした企業に転籍する場合の取扱いについて、現在も同社の内部規程として同様の取扱いが継続しているとして、申立人について、昭和58年4月1日から60年3月31日まで、A社在籍時と転籍後の給与の差額分を「給与」として支給していたと回答している。

しかし、B社は、申立人に支給した差額分「給与」から厚生年金保険料を控除していないと回答しており、同社が提出した平成23年3月2日付け内部規程の写しにおいても、差額分給与に関する社会保険の取扱いについての記載は無いことが確認できる。

また、D社の事業主から提出された申立期間に係るC社の賃金台帳に記載された給与支給額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、当該賃金台帳におい

て、A社からの差額分給与についての記載は見当たらない。

さらに、申立人は、A社から支給された差額分に係る給与明細書等の資料を保管しておらず、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 5772

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
私が A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社に勤務していたと述べている。

しかし、申立人に係る雇用保険の記録によると、申立人は、A 社を昭和 52 年 8 月 12 日に離職していることが確認できる。

また、A 社は既に閉鎖されており、事業主も死亡していることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者である同僚 14 名に照会したところ、回答のあった 5 名のうち 3 名は、「申立人を記憶しているものの、退職日は分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 17 日から同年 12 月 27 日まで
私は、昭和 32 年 10 月 17 日から同年 12 月 26 日までの間、A氏所有の船舶BにC職として乗船したが船員保険の被保険者記録が無い。船員手帳を所持しているので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳から、申立人が申立期間にA氏の所有する船舶Bに乗っていたことが確認できる。

しかし、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適正等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

また、船舶Bにおいて船員保険の被保険者記録のある同僚に照会したところ、複数の同僚は、「事業主は、必ずしもすぐに全員を船員保険に加入させていなかった。」と証言している。

さらに、船舶Bに係る船員保険被保険者名簿において、申立てに係る漁期の始期である昭和 32 年 9 月 1 日に 32 名が被保険者資格を取得し、うち 30 名が同年 12 月 24 日に同資格を喪失しているところ、この期間に新たに同資格を取得した者がいないことから、当時、同船舶においては、漁期の始期から一定期間経過後に雇入れをした者については、船員保険の加入手続が行われていなかったことがうかがわれる。

加えて、上記の被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前は見当

たらず、整理番号に欠番は無い上、当時の船主A氏の連絡先は不明であり、船長のD氏は既に死亡しており、照会することができず、申立人も申立期間における船員保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月頃から21年11月頃まで
私は、昭和20年10月頃から21年11月頃まで、A社（現在は、B社）C工場に勤務していたが、その間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C工場の所在地や具体的な業務内容を記憶している上、同社C工場に勤務していた当時の同僚から、「同社C工場に申立人と一緒に勤務していた。」と述べていることから、期間は定かではないが、申立人が同社C工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社C工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和23年5月1日であり、申立期間当時には適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人と一緒に勤務していたと述べている同僚も、A社C工場に厚生年金保険被保険者の資格を取得したのは同社C工場が適用事業所となった日と同日であり、申立期間には被保険者となった形跡は見受けられない上、同社本社から同社C工場に転勤した者は、同社本社で被保険者資格を喪失した昭和20年6月1日から同社C工場が適用事業所となった23年5月1日までは被保険者となっていないことが厚生年金保険被保険者台帳から確認できる。

さらに、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 10 月 1 日から 16 年 7 月 1 日まで

私は、平成 15 年 10 月 1 日に A 社から B 社（現在は、C 社）に移籍したが、同年 10 月から 16 年 6 月までの標準報酬月額が 47 万円であったはずにもかかわらず、自身の年金記録では、44 万円となっていた。C 社には、47 万円であることを確認しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、47 万円と記録されていたところ、平成 16 年 5 月 31 日付けで 15 年 10 月 1 日に遡って 44 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、B 社は、申立人の標準報酬月額に相違があったとして平成 16 年 5 月 26 日に訂正の届出を行ったとしているところ、C 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書訂正届により、同社は申立人を含む 85 名の標準報酬月額の訂正を届け出ており、申立人の標準報酬月額が 47 万円から 44 万円に訂正されていることが確認できる。

また、C 社が保管している給与関係資料において確認できる申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額は標準報酬月額 44 万円に基づくものであり、オンライン記録の標準報酬月額 44 万円と一致している。

さらに、E 健康保険組合及び D 厚生年金基金の標準報酬月額の記録は 44 万円であり、オンライン記録と一致している。

加えて、平成 17 年度市民税・県民税課税証明書に記載されている平成

16年分の社会保険料は、個人別源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額と一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 5776 (事案 230 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 16 日から 36 年 1 月 1 日まで
年金記録確認第三者委員会に年金記録の確認申立てをしたが、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとの結論であった。

しかし、昭和 32 年 11 月に A 社が駐留軍から業務を受け継いだ時点で、自身の各種社会保険に関する証書等を同社に提出しており、社会保険等の加入は同社に一任していた。後で申立期間について、同社が厚生年金保険に未加入であったと聞いても到底納得がいかない。

申立期間について、再度調査をお願いしたい。

第 3 委員会の判断の理由

A 社の事業主及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社の事業主及び社会保険手続を担当していたとする複数の同僚は、「A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 36 年 1 月 1 日からであった。申立期間については、社会保険事務所 (当時) から、同社の業務について非適用業種であり、厚生年金保険には加入できないと断られたため、加入していなかった。当然給与から厚生年金保険料も控除していないし、保険料納付もしていない。」と供述している。

また、A 社で初めて厚生年金保険被保険者資格を取得した者 29 名全員が、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 36 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得しており、申立期間について、ほかに事業主により給与から保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 16 日付

け年金記録の訂正は必要でないとの通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料等を提出すること無く、申立期間について、「昭和32年11月にA社が駐留軍から業務を受け継いだ時点で、自身の各種社会保険に関する証書等を同社に提出しており、社会保険等の加入は同社に一任していた。」と主張しているが、これは当初の決定を変更すべき新たな事情とはいえ、ほかに保険料控除を示す周辺事情も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から 12 年 10 月 17 日

私は、平成 9 年 4 月 1 日から 12 年 10 月 16 日まで、A 社において勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が平成 9 年 4 月 15 日から 12 年 10 月 16 日まで A 社の B 店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は平成 9 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、当時の A 社の複数の役員は、「同社の従業員は原則的に国民年金に加入させており、健康保険については、同社が加入する C 国民健康保険組合に加入させていた。厚生年金保険に加入できたのは、会社の中でもごく一部の者だけだった。」と述べている。また、同国民健康保険組合の回答書により、申立人が、同国民健康保険組合に平成 9 年 5 月 1 日から 12 年 10 月 17 日まで加入していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶する上司及び同僚の氏名の大半が A 社に係るオンライン記録において見当たらず、唯一、記録の確認ができた同僚が記憶するほかの同僚の氏名も同社のオンライン記録において申立人と同様に氏名が見当たらないことを踏まえると、同社は、従業員の全てを厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、給与明細書などの保険料控除を確認できる資料は保管していない上、A 社は既に適用事業所でなくなっており、事業主は所在

不明のため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 12 日から 39 年 12 月 27 日まで
私は、昭和 36 年 4 月 12 日から 39 年 12 月 26 日まで、A 社（現在は、B 社）所有の C 事業所に勤務していた。ねんきん特別便をもらった時に、社会保険事務所（当時）に行き、申立期間について調べてもらったが、脱退手当金を支給した記録になっていると言われただけであった。その後、平成 22 年に年金事務所からはがきを受け、再度年金事務所に出向き、私には脱退手当金受給の記憶が全く無いので第三者委員会に申し立てることとした。調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性被保険者 56 名のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和 39 年 12 月の前後 3 年以内に資格を喪失した者 21 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、13 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち申立人を含む 12 名が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されている上、同僚の一人は、脱退手当金の請求手続は事業主が従業員に代わって行っていた旨の回答をしている。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 か月後の昭和 40 年 3 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 5779

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 6 日から 39 年 9 月 15 日まで

私は、平成 20 年 10 月頃、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険記録を確認した際に、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険が脱退手当金として支給したことになっていることを初めて知った。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和39年9月の前後2年以内に資格を喪失した者14名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、9名に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち8名が資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、上記の被保険者名簿の申立人の脱退手当金の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の押印がされるとともに、申立期間の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月後の昭和40年2月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月頃 から 39 年 7 月頃 まで
私は、A社が経営する「B」に、昭和 36 年 6 月頃 から 39 年 7 月頃 まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成9年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の事業主は、「申立期間当時、当社は、厚生年金保険の適用事業所となっていなかった。適用前の期間については、保険料控除は行っていない。」と述べているところ、事業主は、同社が適用事業所となった平成9年8月1日以降の同社での厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、申立期間において、国民年金の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人が記憶する同僚5名は、いずれも連絡先が確認できないことから、これらの者から申立人のA社における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、A社が適用事業所となった平成9年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚に照会を行ったが、同社が適用事業所となる前に保険料を事業主により給与から控除されていたとする証言を得ることができない。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 12 月 24 日から 39 年 9 月 1 日まで
② 昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 9 月 6 日から 43 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 12 月 24 日から 39 年 9 月 1 日まで A 社に、同年 9 月 1 日から 40 年 9 月 1 日まで B 社に、同年 9 月 6 日から 43 年 11 月 1 日まで C 社に勤務していた 3 つの期間の厚生年金保険の被保険者記録は脱退手当金として支給されたことになっていることを、平成 10 年頃、夫の定年で年金の手続をした際に社会保険事務所（当時）で自分の記録を確認して初めて知った。脱退手当金を受給していないので調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和 43 年 11 月の前後 2 年以内に資格を喪失した者 18 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、10 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、10 名全員が資格喪失日から 8 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、そのうち 1 名は、「事業所が従業員に代わって請求を行っていた。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、上記の被保険者名簿の申立人の脱退手当金の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱手 44. 1. 23」の押印がされているとともに、申立期間の脱退手当

金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月後の昭和44年3月24日に支給決定されているほか、申立人は、退職後に会社から送られてきた厚生年金保険被保険者証に脱退手当金が支給されたことを示す「脱退」の表示がされていたと供述していることなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 6 日から 46 年 6 月 21 日まで
私は、昭和 32 年 11 月 6 日に A 社に入社し B 業務をしており 46 年 6 月 20 日まで勤務していたが厚生年金保険の記録を確認した際、申立期間の記録は既に脱退手当金として支給済みとなっていることが分かった。しかし、当時の私は脱退手当金の制度も知らない上、支給されたほどの金額が入ったのであれば必ず覚えているはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所（当時は社会保険事務所）には、申立人に係る脱退手当金の裁定請求書、脱退手当金裁定伺及び「脱退手当金について」と標題のある書面が保管されており昭和 47 年 7 月 20 日に受理、同年 8 月 14 日に決裁されていることが確認できる。

また、脱退手当金の裁定請求書及び「脱退手当金について」には、申立人のものと認められる署名及び押印が確認できる。

さらに、申立人に係る脱退手当金の支給対象となった事業所である A 社の前に、脱退手当金については未請求となっている C 社の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、「申立人がはじめて勤務した事業所」及び「最後に使用された事業所」の欄は、いずれも A 社と記載されていることが確認できる。

加えて、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月7日から34年11月3日まで
私は、昭和29年7月7日から34年11月2日まで、A社B事業所（現在は、C社）に勤務し、結婚のため退職した。退職する際に、事務担当者から厚生年金保険被保険者証を渡され、将来就職すると継続されるとの話を聞いた。60年11月頃に社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の記録を確認した際に、初めて脱退手当金を支給したことになっていることを知り、受け取った記憶が無かったが、当時は不服申立ての方法が分からずにいた。今回、年金事務所からはがきが来たことにより申立てに至ったものであるので、調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性被保険者14名のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和34年11月の前後3年以内に資格を喪失した者8名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む7名について資格喪失後5か月以内に支給決定されている上、支給記録のある同僚で連絡の取れた者のうち1名は、「会社が代理請求をしていた。A社B事業所の退職時に退職金とは別に脱退手当金を受領した。」と証言しており、ほかの1名も退職時に脱退手当金を受給した記憶があると証言していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、当該脱退手当金の支給決定日は昭和35年1月16日であるが、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金

を受給することに不自然さはない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。